

プロジェクト方式技術協力手引書

(昭和59年度版)

国際協力事業団
国際協力総合研修所

プロジェクト方式技術協力手引書

(昭和59年度版)

JICA LIBRARY



1018717C7J

国際協力事業団
国際協力総合研修所

国際協力事業団	
受入 月日 '85. 3. 11	000
	36
登録No. 11065	IIC

プロジェクト方式技術協力手引書（未定稿）の改訂に当って

昭和58年度に作成した「プロジェクト方式技術協力手引書（未定稿）」については、プロジェクトリーダーあるいは調整員として派遣される者を対象に実施している技術協力総合研修のテキストとして活用するとともに、プロジェクト担当事業部、プロジェクト、JICA海外事務所等に配布し、広くその活用を図ってきた。

本手引書について、本年度はさらに関係事業部で見直しを行い、データ及び内容の更新を図り、かつ各章間の整合性等全体構成の見直しを行った。また、本書を未定稿として試供してきたが、今後は年度毎に改訂していくこととし、タイトルを「昭和59年度版プロジェクト方式技術協力手引書」と改めた。

本手引書が既刊の業務参考資料、執務参考資料と併せて、プロジェクト方式技術協力のより効果的かつ効率的な実施運営に役立てば幸いである。なお、今後ともご意見と批判を仰ぎつつ、本手引書をより充実した内容としていきたいと考えている。

昭和60年1月

国際協力事業団
国際協力総合研修所
所長 長谷川 正 男

はじめに

わが国の開発途上国に対する技術協力は、近年益々その重要性が高まっており、協力件数の増加、協力内容の多様化がみられる。なかでも、専門家派遣、研修員受入れ、及び機材供与の三つの形態の技術協力が一つの一体的計画として統合され、その立案から実施、評価までが一貫して計画的かつ総合的に運営、実施されるプロジェクト方式技術協力は増加の一途を辿り、昭和58年3月31日現在、133件に及んでいる。

本書は、これらプロジェクト方式技術協力の効果的かつ効率的な実施に資するため、プロジェクト協力の概念、プロジェクトの成立に至る経緯、R/D方式の全容、プロジェクトの効果的運営・管理及び評価の手法、専門家に係る諸規程、諸制度、及び技術協力と無償資金協力との連携等、プロジェクト方式技術協力実施に係る基礎的事項について、とくにチームリーダー、調整員等を念頭においた手引書としてとりまとめたものである。

なお本手引書は、企画部編集の「プロジェクト方式技術協力マニュアル(案)」及び「昭和58年度プロジェクト調整員コース講義資料」からの引用又は抜粋を主たる内容としており、試案又は問題提起の部分も含まれており、未定稿として試供するものである。

「専門家派遣の手引」「機材調達の手引」「無償資金協力の手引」等、既刊の業務参考資料、執務参考資料に併せて本手引書を活用していただくことによつて、プロジェクト方式協力の効果的実施に役立てば幸いである。また今後その活用の過程において関係者のご意見、ご批判を仰ぎつつ、逐次この手引書の内容を充実させ完成度を高めたいと考えている。

昭和59年1月

国際協力事業団
国際協力総合研修所
所長 石井 亨

プロジェクト方式技術協力手引書

目 次

I	プロジェクト方式技術協力の概要	1
1.	事業の概要	3
(1)	プロジェクト方式技術協力の特徴	3
(2)	プロジェクト方式技術協力の内容と規模	3
(3)	事業の評価	4
2.	プロジェクト方式技術協力のプロセス	9
(1)	プロジェクトのサイクル	9
(2)	プロジェクトの仕組み	13
(3)	プロジェクト方式技術協力のための合意の仕方	13
(4)	プロジェクトの予算と年次計画	13
II	プロジェクト成立に至る過程	15
1.	プロジェクト方式技術協力の要請受付の手順及び選定のプロセス	17
(1)	要請及び案件選定のプロセス	17
(2)	案件選定のチェックポイント	17
2.	事前調査	21
(1)	事前調査の目的	21
(2)	事前調査の業務の範囲	21
(3)	事前調査団の編成	21
(4)	事前調査団の業務の範囲と内容	21
(5)	事前調査団の共通T/R	22
(6)	事前調査の一般的な心構え及び留意事項	24
○	調査事例(タイ労災リハビリセンター)	26
3.	建物・施設の整備を要するプロジェクトの計画策定に当たっての指針	37
A	建物・施設の整備を要するプロジェクト方式技術協力の計画策定に当たっての指針	37
(1)	基本的問題意識	37
(2)	R/Dの有効期間と建物、施設の整備期間の関係	37
B	建物・施設の整備を要するプロジェクトの計画策定要領	39
(1)	基本的考え方	39
(2)	先方資金負担により建物・施設を整備する場合	39
(3)	無償資金協力による建物・施設を整備する場合	41

Ⅲ 実施協議	43
Record of Discussions (R/D) 作成のためのマニュアル	
1. 総論	47
1-1 R/Dの基本的性格	47
1-2 R/Dの方式の意義及びその長所と短所	48
1-3 R/D方式か協定方式か	49
1-4 プロジェクト方式技術協力の流れとR/D締結の位置づけ	50
1-5 口上書によるR/Dのエンドースメント	51
2. R/Dの原文(英文・西語文及び和文)	52
(英文)	52
(西語文)	56
(和文)	60
3. R/D作成のためのマニュアル	63
3-1 本文(カバリング)	63
3-2 The Attached Document(附属文書)	66
タイトル	66
(R/D条項)	
I 両国政府の協力	66
II 日本人専門家の派遣	68
III 機材供与	72
IV 研修員受入	73
V 相手国政府のとるべき措置	74
VI プロジェクト管理	75
VII 日本人専門家に対する請求(クレーム)	78
VIII 相互協議	78
IX 協力期間	78
Ⅳ プロジェクトの効果的運営	81
1. 専門家チームの役割	83
用語定義	83
(1) チームリーダーと調整員の業務	84
(2) チームリーダーと相手国及び日本国との関係	85
(3) チームリーダーを取り巻く環境	88
2. プロジェクト運営管理	89

(1) プロジェクトの計画策定	89
(2) 本部及びプロジェクトサイトにおけるプロジェクトの実施と運営	95
(3) 計画管理と軌道修正業務	97
3. プロジェクトの評価	100
(1) プロジェクト方式技術協力の終了時評価(エバリュエーション調査)のあり方	100
(2) 終了時評価(エバリュエーション調査)報告書の標準記載内容	104
4. 国内支援体制	111
(1) 国内支援体制の現状	111
(2) 国内支援体制のプロセス	112
(3) 各事業部の国内支援体制	114
(4) 国内支援体制経費の種類	115
(5) 各支援体制の実施方法	117
(6) 支援体制の実施例	123
関係規程	
① 視聴覚等教材整備費の運用のあり方について	123
② 国内協力体制整備費の運用のあり方について	124
V 機材供与に係る諸手続き	129
1. 機材の意義	131
2. 機材の区分	131
3. 仕様書の作成	133
(1) 仕様書の記載について	133
(2) 機材選定に当たっての留意事項	134
(3) 仕様書作成事例	135
4. 銘柄指定	136
○ 銘柄指定の要件(規定)	136
5. 現地調達	140
(1) 現地調達の要件(規定)	140
(2) 現地調達手続きのフローチャート	140
(3) 現地調達の手続き要領	141
(4) 現地調達の関連規定通達等	143
6. 貨物の保険	145
○ 保険条件についての取決め	145
7. 引取手続きの促進	146

8. 機材検収調書	147
(1) 輸送途上の損害があったとき	147
(2) “かし”が発見されたとき	147
VI 研修員(カウンターパート)の受入手続きと第三国研修に係る諸手続き	153
1. 研修員(カウンターパート)の受入要請手続き	155
(1) 研修員受入事業の概要	155
(2) 受入研修員に対する渡航手続き	163
(3) 受入研修員に対する宿泊施設	167
(4) 受入研修員に対する待遇	168
(参考資料)	
① 昭和59年度受入技術研修員の待遇一覧表	170
② 事業団における研修部門機構図と役割	171
③ 国際研修センター概要	172
2. 第三国研修に係る諸手続き	173
(1) 第三国研修とは	173
(2) 第三国研修実施のための手順	173
(3) 第三国研修実施に係る業務経費分担等について	174
(参考資料)	
① 昭和58年度第三国研修実施実績	176
② 昭和59年度第三国研修実施(予定)	177
③ THIRD-COUNTRY TRAINING PROGRAMME	178
VII ローカルコスト負担	183
1. ローカルコスト負担の現状	185
2. プロジェクト方式技術協力全体予算に占めるローカルコスト予算	185
3. 各事業のローカルコスト予算	188
4. ローカルコスト負担の種類	188
(1) 一般現地業務費(プロジェクト技協全体)	188
(2) 現地研究費	189
(3) 貧困国対策費	189
(4) 長期調査員調査費	189
(5) 応急対策費(農林・産開センター)	189
(6) 技術普及広報費(プロジェクト技協全体)	189

(7) 中堅技術者養成対策費（産開を除くプロ技協全体）	189
(8) プロジェクト基盤整備費	190
(9) 技術交換費（プロジェクト技協全体）	190
5. 各事業部による現地業務費の実施計画	190
（参考資料）	
○ 現地業務費支給基準	192
○ 応急対策費の取扱いについて	203
○ 技術普及広報費の運用のあり方について	205
○ 中堅技術者養成協力事業実施要綱	208
○ プロジェクト基盤整備実施要綱	212
VIII 専門家の諸制度と非常事態への対応	221
1. 専門家の諸制度の概要	223
○ 専門家の所属先の相違による身分処遇の差異	223
○ 長期派遣専門家に対する諸手当及び福利厚正等諸制度について	224
○ 専門家へき地手当の手続き（規程、審議申請書、認定調書）	226
2. 専門家生活環境整備事例	230
3. 非常事態の対処について	234
○ 戦争等による非常事態の際における専門家等の避難について	234
○ 専門家損害救済金の支給について	238
○ 損害救済金支給認定申請書記載上の注意	240
IX 技術協力と無償資金協力との連携	243
1. 無償資金協力とは	245
(1) 無償資金協力の位置付け	245
(2) 無償資金協力の形態	246
(3) 無償資金協力の種類	246
(4) 無償資金協力の内容	247
(5) 無償資金協力の制度	250
2. 無償資金協力と技術協力との関連	251
(1) わが国無償資金協力の流れ	251
(2) 基本設計調査の概要	254
(3) 実施促進調査	255
(4) フォローアップ調査	258

(参考資料)

○ 無償資金協力予算の推移	259
○ J I C A 担当分無償資金協力年度別・地域別・分野別集計表	260
○ 年度別無償金協力対象国上位 10 ケ国 (J I C A 担当分)	261
○ 食糧増産援助 (第 2 K R) の年度別地域配分 (昭和 55 年度～昭和 58 年度)	262
○ 形態別実績 (一般無償及び水産無償)	263
○ 所得水準別実績 (一般無償の金額による比較)	263

附 録

1. Project Concept の事例 (マレーシア FIDA センター)	267
2. Project Guide-line の事例 (マレーシア FIDA センター)	287
3. ミニッツの事例 (タイ 労災リハビリセンター)	303
4. Record of Discussions (R/D) の事例 (日・シ技術学院)	315
5. Tentative Schedule of Implementation (TSI) の事例 (日・シ技術学院)	332
6. 昭和 59 年度集団研修コース及びセミナー一覧	339

I プロジェクト方式技術協力の概要

1. 事業の概要

(1) プロジェクト方式技術協力の特徴

事業団が実施している技術協力の形態は、基本的には①専門家派遣 ②研修員受け入れ ③機材供与という3つの形態に区分される。これら3形態の技術協力は、単独、あるいは相互の組み合わせによって実施されているが、とくに、3形態を1つの事業計画（プロジェクト）として統合し、事業計画の立案から実施、評価までを一貫して計画的かつ総合的に運営・実施する協力形態をプロジェクト方式技術協力と呼んでいる。

このプロジェクト方式技術協力は、相手国の開発計画への参加を通じ、とりわけ人造りのため相手国の技術者等に対し技術の移転をはかることを目的とするものであり、相手国に拠点を設け通常5カ年程度の期間にわたり技術協力を行うものである。

プロジェクト方式の技術協力は、日本政府と開発途上国政府との共同事業として実施されるので、両者の責任分担や付帯条件については、2国間協定、ないし実施協議チームが通常署名・交換する討議議事録（R/D: Record of Discussions）で明示される。この場合、原則として開発途上国側が土地、建物、カウンターパートの配置、プロジェクトの運営費を負担することになっている。しかし、プロジェクトの円滑な実施のため、開発途上国の自主的努力が不可欠であるが、先方の努力にも限界があるのでわが国としても可能な範囲で各種チームの派遣、ローカルコスト負担事業及び日本国内の支援体制の整備等によりプロジェクトの支援の充実を図っている。最近では建物等の施設を日本政府からの無償資金協力によって行うプロジェクトが多くなり、技術協力と資金協力との有機的な結合が重視されてきている。

(2) プロジェクト方式技術協力の内容と規模

(i) 協力分野と実績

プロジェクト方式技術協力は、現在、次の5つの事業分野で実施されており、各事業とも、①研究開発 ②技術普及 ③人材養成の3機能を有している。

(i) 技術協力センター事業

職業訓練センター（機械、電気、自動車整備等）における技術者・職業訓練指導員の養成、科学技術（電気、通信、建設、化学工業等）の導入に伴う改良・普及等の技術開発及び専門技術者の養成。

(ii) 保健医療協力事業

医師・看護婦の養成、熱帯感染症等の研究、臨床医療技術、地域保健、地域医療対策、医薬品製造技術。

(iii) 人口家族計画協力事業

家族計画従事者の養成、母子保健・成人教育等を通じての開発途上国の人口増加抑制。

(二) 農林業協力事業

農業・林業・畜産業・水産業における技術者・普及員等の育成，食糧増産，地方農村開発，研究・技術開発。

(イ) 産業開発協力事業

中小工業等特定産業の開発，育成及び振興，農林水産物加工流通，産業開発のための制度，経営，流通。

(iii) 協力の規模と予算

昭和 58 年度における 5 事業の予算規模は 177 億円で，これに研修員の受け

入れ経費を加えると，約 193 億円となる。59 年 4 月 1 日現在実施中の案件は 117 件で 1 件当たり 1.5 億円/年となる。(表-1, 2, 3 及び図-2 参照)

予算上の専門家派遣費，機材供与，研修員の受け入れの経費の割合はそれぞれ 41.4%，40.5%，9.5% である。その他主要項目としては，調査団派遣経費，ローカルコスト負担事業，国内での支援経費である。(図-1 参照)

また，プロジェクト 1 件当たりの規模としては，原則として 3～5 年の協力期間内に専門家派遣数 5～10 名，研修員の受け入れ数 10～20 名，機材供与額 2～3 億円程度が一応の目安となっている。

(iii) 無償資金協力との連携

プロジェクトの内容によっては，先方の資金面での制約のため，わが方の無償資金協力により建物，施設等の手当てを行うケースが近年増加している。このような場合には，プロジェクトの全体計画を策定する段階で事前調査を同時に実施するなど，両事業の連携が十分にとれるよう配慮している。

(3) 事業の評価

プロジェクト技術協力については，その終了の段階で必ずエバリュエーション調査を行い，プロジェクトの目的達成度，プロジェクトの適正度，プロジェクトの自立度等について把握するとともに，プロジェクトの波及効果等について分析を行っている。

プロジェクト方式技術協力は，目に見える拠点を通じ，ある程度の期間に亘り協力することから，そのデモンストレーション効果も大きく，技術移転効果だけでなく外交的效果を期待しうるものであり，その効果的実施が重要である。

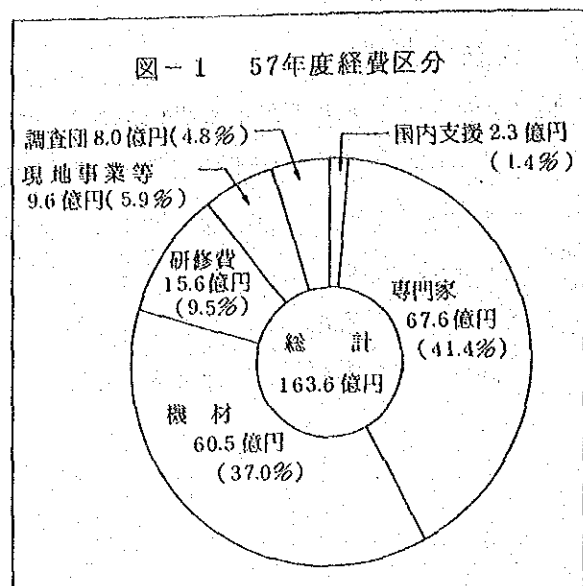


表-1 過去3カ年の予算額

(単位:千円)

事業別	年度	57年度	58年度	59年度
技術協力センター		4,632,006	5,018,303	5,445,857
保健・医療協力		3,651,568	3,768,675	3,927,045
人口・家族計画協力		660,847	774,893	814,360
農林水産業協力		6,210,957	6,734,458	7,049,755
産業開発協力		1,295,893	1,424,286	1,515,700
計		16,451,271	17,720,615	18,752,717

(研修員受入費を除く)

表-2 現在協力中のプロジェクト数

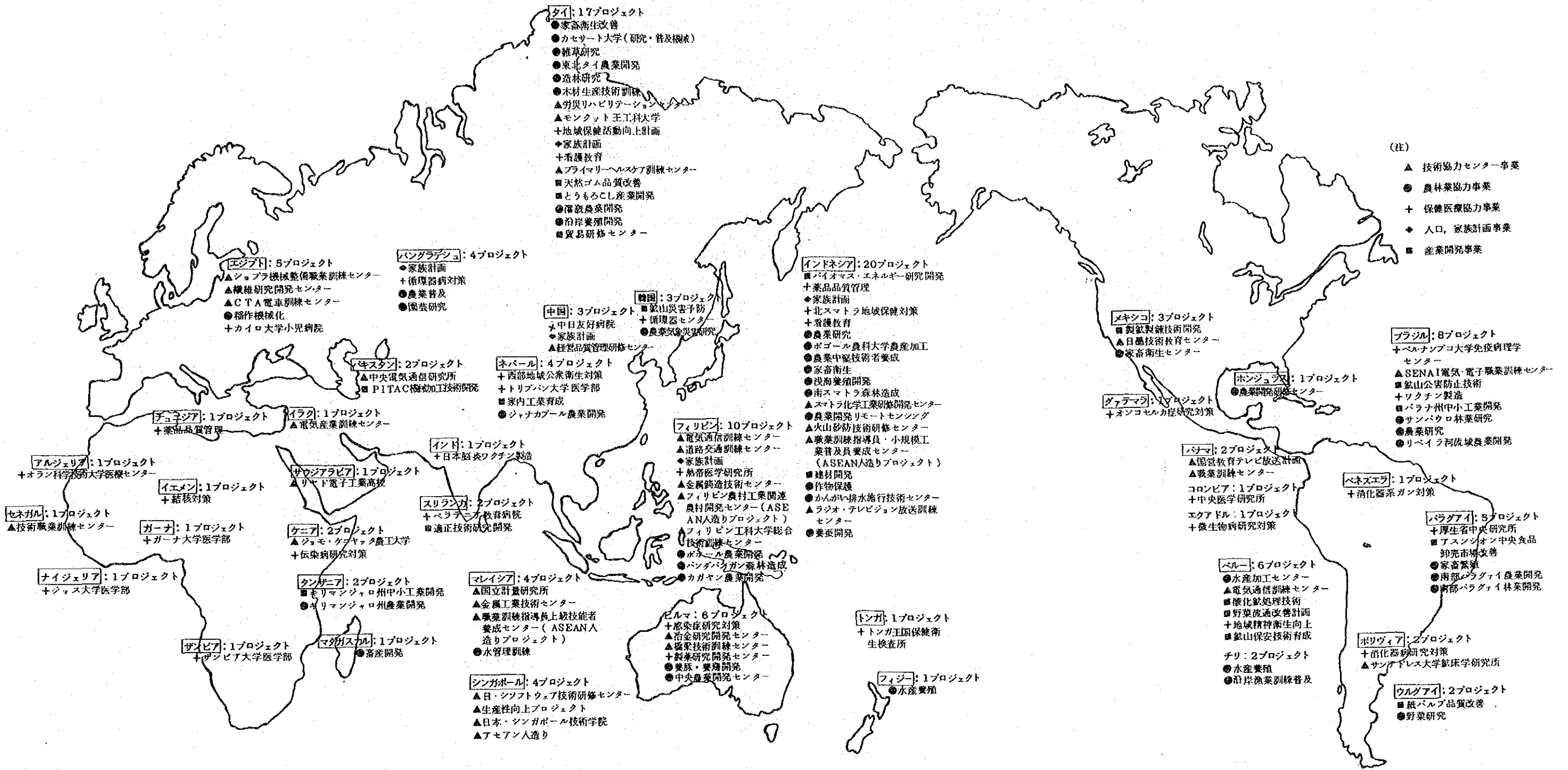
昭和59年4月1日現在

地域	分野	センター	保健医療	人口家族	農林業	産業開発	計	全体に占める割合
アジア (うちASEAN)		19(15)	13(6)	5(3)	26(23)	8(4)	71(51)	60.7% (43.6%)
中近東		5	2	0	1	0	8	6.8%
アフリカ		2	3	0	1	1	7	6.0%
中南米		6	7	0	10	6	29	24.8%
その他		0	1	0	1	0	2	1.7%
計		32	26	5	39	15	117	100%
全体に占める割合		27.4%	22.2%	4.3%	33.3%	12.8%	100%	

表-3 昭和58年度事業別・地域別実績

事業名	地域区分	プロジェクト数			各種チームの派遣		専門家派遣			機材供与 (千円)	カウンターパート 受入れ	備考
		事前調査 段階	協力中	アフター ケア	件数	人数	継続	新規	計			
技術協力センター事業	アジア地域	7	23	1	25	125	86	198	284	954,229	140	
	中近東地域	0	6	1	5	19	12	24	36	162,947	9	
	アフリカ地域	0	2	1	3	14	20	34	54	96,473	32	
	中南米地域	5	7	0	11	43	29	30	59	375,818	20	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	12	38	3	44	201	147	286	433	1,589,467	201	
保健医療協力事業	アジア地域	2	15	2	16	71	29	93	122	437,406	51	但し、大学教授、 単独専門家、カン ボディア国民医療 専門家、国際緊急 医療専門家、医療 特別町村を除く。
	中近東地域	1	4	0	3	17	3	16	19	76,181	4	
	アフリカ地域	0	4	0	3	12	15	28	43	151,654	9	
	中南米地域	1	9	1	3	36	19	45	64	269,302	20	
	その他	0	1	0	1	4	3	12	15	43,508	3	
	計	4	33	3	26	140	69	194	283	978,051	87	
人口・家族計画協力事業	アジア地域	2	5	0	7	29	8	15	23	643,959	16	
	中近東地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	アフリカ地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中南米地域	2	0	0	2	8	0	4	4	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4	5	0	9	37	8	19	27	643,959	16	
農林水産業協力事業	アジア地域	8	29	2	48	172	152	180	332	1,277,407	75	
	中近東地域	0	1	0	1	4	6	3	9	84,433	5	
	アフリカ地域	0	2	0	2	5	11	9	20	120,806	5	
	中南米地域	1	11	0	13	65	57	53	110	452,226	29	
	その他	1	1	0	1	6	6	4	10	0	1	
	計	10	44	2	65	252	232	249	481	1,934,872	115	
産業開発協力事業	アジア地域	2	9	0	6	37	23	41	64	144,403	15	
	中近東地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	アフリカ地域	0	1	0	1	4	6	2	8	22,546	2	
	中南米地域	0	8	0	4	14	26	13	39	280,488	16	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	18	0	11	55	55	56	111	447,437	33	
合 計	アジア地域	21	81	5	102	434	298	527	825	3,457,404	297	
	中近東地域	1	11	1	9	40	21	43	64	323,561	18	
	アフリカ地域	0	9	1	9	35	52	73	125	391,479	48	
	中南米地域	9	35	1	33	166	131	145	276	1,377,834	85	
	その他	1	2	0	2	10	9	16	25	43,508	4	
	計	32	138	8	155	685	511	804	1,315	5,593,786	452	

図-2 昭和58年度、各国別、プロジェクト方式技術協力一覧表



2. プロジェクト方式技術協力のプロセス

(1) プロジェクトのサイクル

プロジェクトの発掘から計画立案，実施を経て終了に至るまでのプロセスは概略図-3に示すとおりである。

(i) 案件発掘

プロジェクト方式技術協力は，政府ベース協力の一環として，相手国からの正式協力要請が受理された段階から具体的な手続きが開始される。しかし，相手国の要請を待つだけでなく，実際には相手国のニーズを的確に把握し，優良プロジェクトを発掘するため，在外公館，事業団海外事務所等を通じて，毎年4月頃定期的に情報の収集を行って予算要求に反映するとともに，必要に応じ，プロジェクト・ファインディング・チームあるいは年次協議チームを派遣する等の努力を行っている。

(ii) 事前調査

案件発掘の段階で入手した諸情報等を基礎にし，選定された案件を対象として，

- ①そのプロジェクトが国家開発計画の中でどのように位置付けられているか，
- ②プロジェクトの目標が明確であり，相手国政府が自ら積極的に対応しうるものであるか等をポイントとして，協力の可否ならびに計画立案に資する資料収集等を目的として，事前調査団を派遣する。また，必要に応じ，長期調査員を派遣し，補足的データの入手を図る。

(iii) 実施協議

事前調査に基づき，プロジェクトとして実施しうるめどがついた段階で，実施協議チームを派遣する。調査団は，相手国関係者と協力内容について協議し，その結果を討議議事録(R/D)として，また，具体的協力活動を，暫定実施計画(TIP)としてとりまとめ，署名・交換する。

- (iv) R/Dの署名により実施段階に入るが，相手国の受け入れ準備と並行して，日本から必要に応じ，短期の専門家を派遣して実施設計等実施にかかる準備を行う場合がある。日本国内においては，関係各機関により国内協力体制の確立，専門家の人選，派遣前専門家の研修，供与機材選定，テキスト等教材，視聴覚教材，研修員(カウンターパート)受け入れ等の準備を行う。実施にあたって，個別の技術協力と同様の手続きで，専門家派遣，機材の供与，研修員の受け入れを具体的活動計画に沿って効果的に実施し，目標の実現につとめる。プロジェクトが相手国に引き継がれ自立的に運営しうる段階に至るまでには，予測しえない事態が発生することも多く，これらに対応して応急対策費，プロジェクト基盤整備費，中堅技術者養成対策費等の活用を図るとともに，本部より派遣される計画打合チーム，巡回指導チームと十分協議しつつ具体的活動計画を修正する等積極的かつ柔軟な対応をすることが望まれる。

(外) エバリュエーション

協力期間満了時期が近づいたプロジェクトについて、エバリュエーションチームを派遣して、効果の測定、引き継ぎの可能性等を判断する。

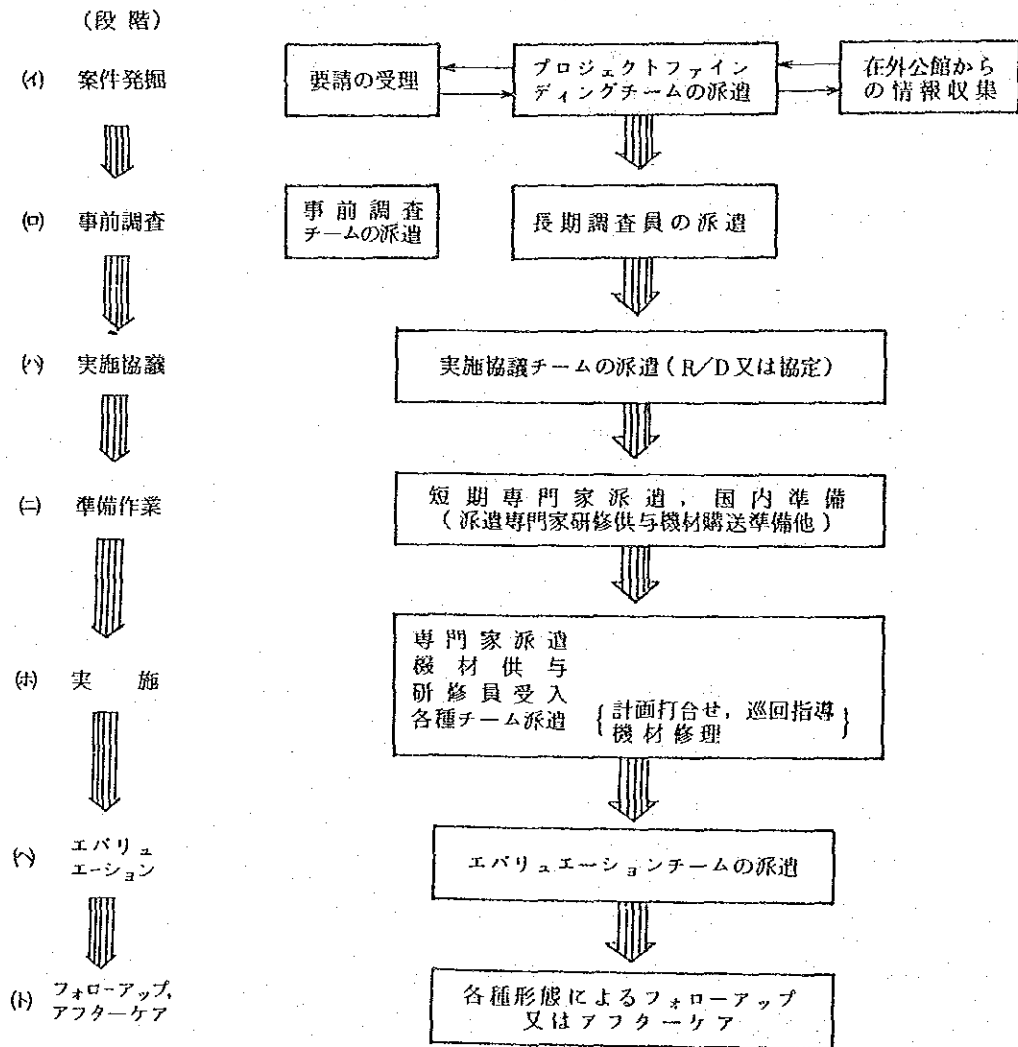
(イ) フォロー・アップ

エバリュエーションの結果、必要とされる場合は、当初の協力目標を実施していない分野を中心に、機材供与、短期専門家派遣、カウンターパートの訓練等各種形態のフォローアップ協力を行うことがある。

(ロ) アフター・ケア

協力終了後、3年以上経過し、自助努力の成果が見られるプロジェクトにつき、調査、スペアパーツ等小額の機材供与および短期専門家の派遣により、アフターケアを行うことがある。

図-3 プロジェクト・サイクル モデル



※フォローアップ……終了後3年以内
アフターケア……終了後3年以上を経過

表-4 プロジェクト方式予算構成

昭和59年4月1日現在

技術センター	保健医療	人口・家族	農林協力	産業開発
調査の種類 1.事前調査 2.実施協議 3.実施設計 4.計画打合せ 5.巡回指導 6.機材修理 7.エバルエイション 8.基礎調査 9.事後調査	1.事前調査 2.実施協議 3.実施設計 4.計画打合せ 5.巡回指導 6.機材修理 7.エバルエイション 8.基礎調査 9.事後調査	1.事前調査 2.実施協議 3.実施設計 4.計画打合せ 5.巡回指導 6.機材修理 7.エバルエイション 8.基礎調査	1.事前調査 2.実施協議 3.実施設計 4.計画打合せ 5.巡回指導 6.機材維持管理 7.エバルエイション 8.基礎調査 イ 計画基準 ロ 調査基礎 ハ 教育研究開発	1.事前調査 2.実施協議 3.実施設計 4.計画打合せ 5.巡回指導 6.機材維持管理 7.エバルエイション
予算 1.調査団派遣に必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査旅費 (目) 現地調査費 (目) 資材購送費 (目) 報告書作成費 (目) 調査業務実施費 ロ プロジェクト実施経費 (目) 実施計画費 1.プロ運営費 4.国内支援費 a 特殊案件 b 視聴覚 c 国内協力	1.調査団派遣に必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査旅費 (目) 現地調査費 (目) 資材購送費 (目) 報告書作成費 (目) 調査業務実施費 ロ プロジェクト実施経費 (目) 実施計画費 1.プロ運営費 4.国内支援費 a 特殊案件 b 視聴覚 c 国内協力 d 適正技術	1.調査団派遣に必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査旅費 (目) 現地調査費 (目) 資材購送費 (目) 報告書作成費 (目) 調査業務実施費 ロ プロジェクト実施経費 (目) 実施計画費 1.プロ運営費 4.国内支援費 a 特殊案件 b 視聴覚 c 国内協力	1.調査団派遣に必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査旅費 (目) 現地調査費 (目) 資材購送費 (目) 報告書作成費 (目) 調査業務実施費 ロ プロジェクト実施経費 (目) 実施計画費 1.プロ運営費 2.事前調査準備 3.基礎調査準備 4.国内支援費 a 特殊案件 b 視聴覚 c 国内協力 d 適正技術	1.調査団派遣に必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査旅費 (目) 現地調査費 (目) 資材購送費 (目) 報告書作成費 (目) 調査業務実施費 ロ プロジェクト実施経費 (目) 実施計画費 1.プロ運営費 2.事前調査準備
2.専門家派遣に必要な経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材費 (目) 現地業務費 1.現地業務費 2.貧困国対策費 3.現地研究費 4.調査員調査費 5.技術広報費 6.応急対策費 8.技術交換費 (目) 中堅技術者 (目) 所属先補填 (目) 技術費 (目) 連絡会旅費 (目) 一時帰国 (目) 子女呼寄	2.専門家派遣に必要な経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材費 (目) 現地業務費 1.現地業務費 2.貧困国対策費 3.現地研究費 4.調査員調査費 5.技術広報費 7.技術普及対策 8.技術交換費 (目) 中堅技術者 (目) プロ基盤 (目) 所属先補填 (目) 技術費 (目) 連絡会旅費 (目) 一時帰国 (目) 子女呼寄 (目) 学術提供	2.専門家派遣に必要な経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材費 (目) 現地業務費 1.現地業務費 2.貧困国対策費 3.現地研究費 5.技術広報費 8.技術交換費 (目) 中堅技術者 (目) 所属先補填 (目) 一時帰国 (目) 子女呼寄	2.専門家派遣に必要な経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材費 (目) 現地業務費 1.現地業務費 2.貧困国対策費 3.現地研究費 4.調査員調査費 5.技術広報費 6.応急対策費 8.技術交換費 (目) 普及効果 (目) 中堅技術者 (目) プロ基盤 (目) 所属先補填 (目) 技術費 (目) 連絡会旅費 (目) 一時帰国 (目) 子女呼寄	2.専門家派遣に必要な経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材費 (目) 現地業務費 1.現地業務費 2.貧困国対策費 3.現地研究費 4.調査員調査費 5.技術広報費 6.応急対策費 8.技術交換費 (目) 所属先補填 (目) 技術費 (目) 連絡会旅費 (目) 一時帰国 (目) 子女呼寄
3.機材供与に必要な経費 (目) 機材供与費 (目) 機材試作	3.機材供与に必要な経費 (目) 機材供与費	3.機材供与に必要な経費 (目) 機材供与費 (目) 機材委託費	3.機材供与に必要な経費 (目) 機材供与費	3.機材供与に必要な経費 (目) 機材供与費 (目) 機材試作
4.アフターケアに必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査団派遣 (目) 現地調査費 (目) 資材構想費 (目) 報告書作成 (目) 実施計画費 ロ 専門家派遣経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材 (目) 現地業務費 (目) 所属先補填 ハ 機材供与経費 (目) 機材供与費	4.アフターケアに必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査団派遣 (目) 現地調査費 (目) 資材構想費 (目) 報告書作成 (目) 実施計画費 ロ 専門家派遣経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材 (目) 現地業務費 (目) 所属先補填 ハ 機材供与経費 (目) 機材供与費	4.アフターケアに必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査団派遣 (目) 現地調査費 (目) 資材構想費 (目) 報告書作成 (目) 実施計画費 ロ 専門家派遣経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材 (目) 現地業務費 (目) 所属先補填 ハ 機材供与経費 (目) 機材供与費	4.アフターケアに必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査団派遣 (目) 現地調査費 (目) 資材構想費 (目) 報告書作成 (目) 実施計画費 ロ 専門家派遣経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材 (目) 現地業務費 (目) 所属先補填 ハ 機材供与経費 (目) 機材供与費	4.アフターケアに必要な経費 イ 調査団派遣経費 (目) 調査団派遣 (目) 現地調査費 (目) 資材構想費 (目) 報告書作成 (目) 実施計画費 ロ 専門家派遣経費 (目) 派遣諸費 (目) 携行機材 (目) 現地業務費 (目) 所属先補填 ハ 機材供与経費 (目) 機材供与費

- (注) A—調査団
 B—専門家
 C—機材
 D—ローカルコスト負担
 E—国内運営

表-5 プロジェクト技術協力予算科目等の推移

事項	新規予算	センター費	保健医療費	人口家族費	農林業費	産業開発費
調査団派遣に必要な経費	事前調査	○ *	○ *	○ 55	○ *	○ *
	実施協議	○ *	○ *	○ 57	○ *	○ 51
	実施設計		○ 54		○ *	
	計画打合せ	○ 52	○ *	○ 56	○ *	○ *
	巡回指導	○ *	○ *	○ *	○ *	○ *
	機材修理	○ 48	○ *	○ 59	○ *	○ 59
	エバリュエーション調査	○ *	○ 49	○ 55	○ 48	○ 55
	基礎調査	○ 58	○ 55	○ 57	○ 48	
	事後調査	○ 58	○ 58			
	実施計画費	○ *	○ *	○ 56	○ *	○ 49
	視聴覚等教材整備費	○ 56	○ 56	○ 56	○ 56	○ 56
	国内協力体制整備費	○ 57	○ 57	○ 57	○ 57	○ 57
	特殊案件実施計画	○ 52			○ 56	
	国内支援体制整備費	○ 55	○ 55	○ 55	○ 55	○ 55
	技術費(事前調査)	○ 59			○ 59	● 要求
	(実施協議)				○ *	○ 49
	(実施設計)			○ 54	○ *	
(計画打合せ)						
(巡回指導)						
(機材修理)(機材管理)	● 要求	● 要求	● 要求	● 要求		
(エバ)	● 要求	● 要求	● 要求	○ *		
(基礎)	○ 58	○ 55	○ 57	○ 50		
(事後)	● 要求					
専門家派遣に必要な経費	長期調査員	○ 56	○ 59		○ 48	○ *
	技術費	○ 55	○ 55	● 要求	○ 53	○ 53
	現地研究費	○ 55	○ 50	○ 56	○ *	○ 53
	貧困国対策費	○ 52	○ 52	○ 52	○ 52	○ 52
	技術普及広報費	○ 58	○ 58	○ 58	○ 58	○ 58
	技術交換費	○ 59	○ 59	○ 59	○ 59	○ 59
	中堅技術者養成対策費	○ 59	○ 54	○ 56	○ 54	
	プロジェクト基盤・モデル	● 要求	○ 55	○ 57	○ 52	
	プロジェクト基盤・パイロット				○ 54	
	連絡会議旅費	○ 52	○ 52		○ 49	○ 56
	技術研究開発					○ 55
	適正技術開発研究費				○ 55	
	普及効果測定調査				○ 54	
	技術普及対策費		○ 55			
携行機材	○ 49	○ *	○ 52	○ *	○ 49	
学術情報資料提供費		○ 56		● 要求		
応急対策費	○ 59	● 要求		○ 49	○ 52	
機材供与に必要な経費	機材設計試作改良費	○ 56				○ 55
	資材費		○ 52			
アフターケア	特別機材供与委託費			○ 52		
	アフターケア経費	○ 53	○ 56		○ 56	
アセアン人造りセンター	アセアン人造り経費	○ 57				
	連絡会議旅費	○ 要求				
	特殊案件実施計画	○ 要求				
アセアン科学技術協力	沖繩センター打合せ会議費	○ 要求				
	長期研究員派遣費	○ 要求				
その他	研究開発費	○ 要求				
	難民救済緊急医療		○ 55			

注: ① ○は既に予算化されたもの(数字は予算化された年度)

② ●は60年度に要求中のもの

③ *は48年以前に予算化されたもの

④ 産業開発費は開発技術協力局からの組替え分を含む

(2) プロジェクトの仕組み

プロジェクトの実施モデルの概要は図-4に示すとおりである。

(3) プロジェクト方式技術協力の実施のための合意の仕方

プロジェクト方式技術協力を実施する場合、R/D(Record of Discussions,合意議事録)の交換による方式と、協定(Agreement)の締結による方式とがある。R/D方式をとるか、協定方式をとるかは、相手国側の意向の如何もさることながら、「手続上の簡便さ」と「法的性格の明確さ」という2つの要素を比較衡量して決定することになる。但し、協定方式による場合開発途上国側の事務処理体制の効率性の問題もあり、ひどい場合には1年以上手続に時間を費す場合があり、単年度予算主義をとるわが国予算制度上予算の執行が不可能になることがある。また、協力規模の小さいプロジェクトについてまで、いちいち協定締結手続をとることは事務的に煩瑣に過ぎるきらいがある。

主として、かかる理由から従来例をみると、圧倒的にR/D方式が多い。事業別にみると、技術協力センター事業と農林業協力事業は協定方式をとるプロジェクトがあるのに対し、保健・医療協力事業及び産業開発協力事業は全てR/D方式によっている。

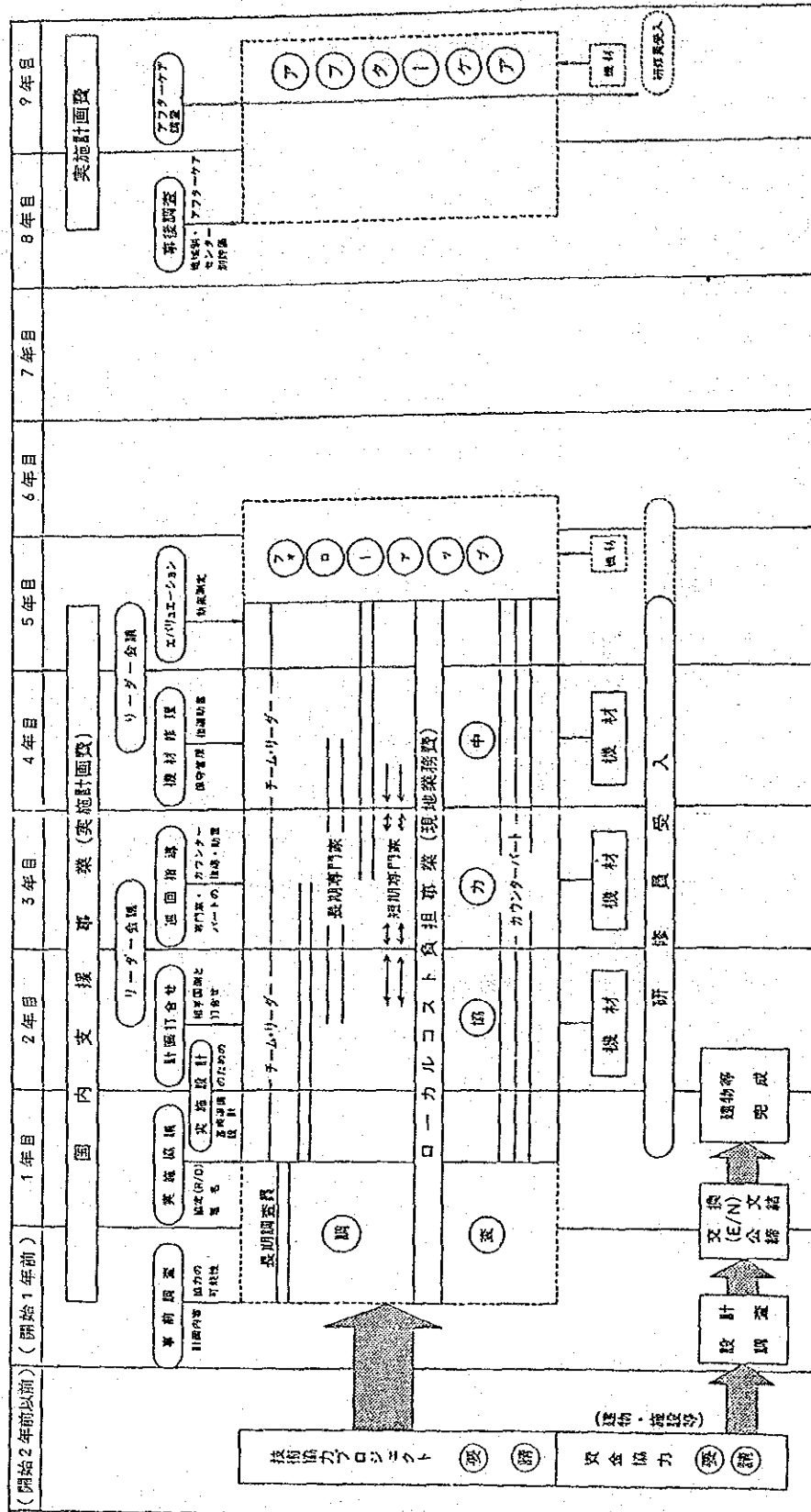
R/D方式であれ、協定方式であれ、制度的にまた手続的に改善する余地は大きく、いずれの方式を中心とするかは今後の検討課題であるが、従来はR/D方式を原則とし、以下の場合に協定方式をとることとしてきている。

- (i) 協定によらない限りプロジェクト方式技術協力の実施に必要な特権・免除及び便宜あるいは必要な予算等を確保し得ない相手国の場合。
- (ii) プロジェクト規模、特に相手国側負担分が大きく、協定という安定した取極により先方政府のとるべき措置等を確実にしておく必要がある場合。
- (iii) 外交上の配慮等により必要と認められる場合。

(4) プロジェクトの予算と年次計画

- (i) プロジェクト方式技術協力の予算構成は表-4、またその推移は表-5のとおりである。
- (ii) プロジェクトの実施は、プロジェクトの当初計画に即し、各事業の予算を基礎にして年次計画を策定する。

図一 4 プロジェクト方式技術協力実施モデル



1. 調査研究段階に必要な経費
2. 専門技術段階に必要な経費
3. 機材提供等に必要な経費

Ⅱ プロジェクト成立に至る過程

1. プロジェクト方式技術協力の要請受付の手順及び選定のプロセス

(1) 要請及び案件選定のプロセス（別表－1参照）

- (イ) 毎年4月各在外公館を通じ翌年度要請案件につき任国政府の要望を一括して調査（その後も個々に提出される要請案件を随時受付）、「技術協力プロジェクト案件調査表」を提出せしめる。（別表－2参照）
- (ロ) 調査結果は技術協力課において取りまとめの上（6月）、翌年度の事前調査、プロジェクトファイディング調査対象案件を選定、国際協力事業団、外務省内関係地域課との協議及び経済協力局内での審査を経て最終案を確定。
- (ハ) 上記案は翌年度予算の概算要求に反映（8月）。
- (ニ) 在外公館に取り敢えずの協力計画案につき内報（10月）。
- (ホ) 翌年度予算政府原案の確定後（12月）、年度末までに事前調査、プロジェクトファイディング調査の案件を最終確定し、翌年度の国際協力事業団業務実施方針及び実行計画を作成の上、関係各省に対する説明、協議を実施。
- (ヘ) 翌年度当初、業務実施方針を各在外公館へ通報。

(2) 案件選定のチェックポイント

要請された案件の中から事前調査の対象とするプロジェクトを選定する際のチェックポイントは次のとおりである。

(i) 協力の目的・背景

(イ) 協力の目的は被援助国の要請内容を踏まえ、我が方として可能な協力体制を検討していけば自ずと固っていくものである。しかし、その前提となるのは、先方が要請段階からプロジェクトの目的につき、明確かつ具体的考えを持っていることである。即ち、工業開発計画の中で必要とされている技能工数千人を養成するための、職業訓練校を設立することを目的とするプロジェクトの協力要請であれば、協力の目標はそれなりに明らかである。しかし、単に、「水産加工技術開発」が目標であるプロジェクトに対して協力を要請された場合、我が方としては案件の検討の仕様がない。

(ロ) また、従来の協力の場合、技術の移転が相手国の国造りに十分反映されなかったり、相手国一般大衆にその恩恵が十分波及しない場合もある。即ち、技術協力の成果が如何なる組織、予算、人的な体制の下で、如何なる受益者を対象に、国家開発計画の中で如何に活用されるのか、要請受理の段階からプロジェクトの背景を極力具体的に把握することが肝要である。

(ii) 協力の規模

本方式技術協力の基本となる規模は、原則3年～5年の協力期間内に専門家派遣数5

～10名，研修員の受け入れ数10～20名，機材供与額3億円程度が一応の目安となる。

（個別案件についての具体的協力規模は各々，ケース・バイ・ケースで判断することは当然であるが，従来の経験に照らし右目安を大幅に超える協力は実施困難である。）

(iii) 資金協力その他協カスキームとの関係

プロジェクトの内容によっては，先方の資金面での制約の為，我が方の無償資金協力により建物・施設等の手当を行うケースがあるが，援助効果の確保の観点より有効なことから，そのようなケースが近年増加している。将来，資金協力と連携する可能性は，プロジェクトの全体計画を策定する上で我が方として事前にできるだけ把握しておく必要があるので，プロジェクトの正式要請受理の段階から，かかる情報を入手することが重要である。

また，無償資金協力のみならず，有償資金協力，単発専門家派遣事業等との連携についても考慮して，任国における我が方経済技術協力全体が有機的に連携すべく配慮することが重要である。

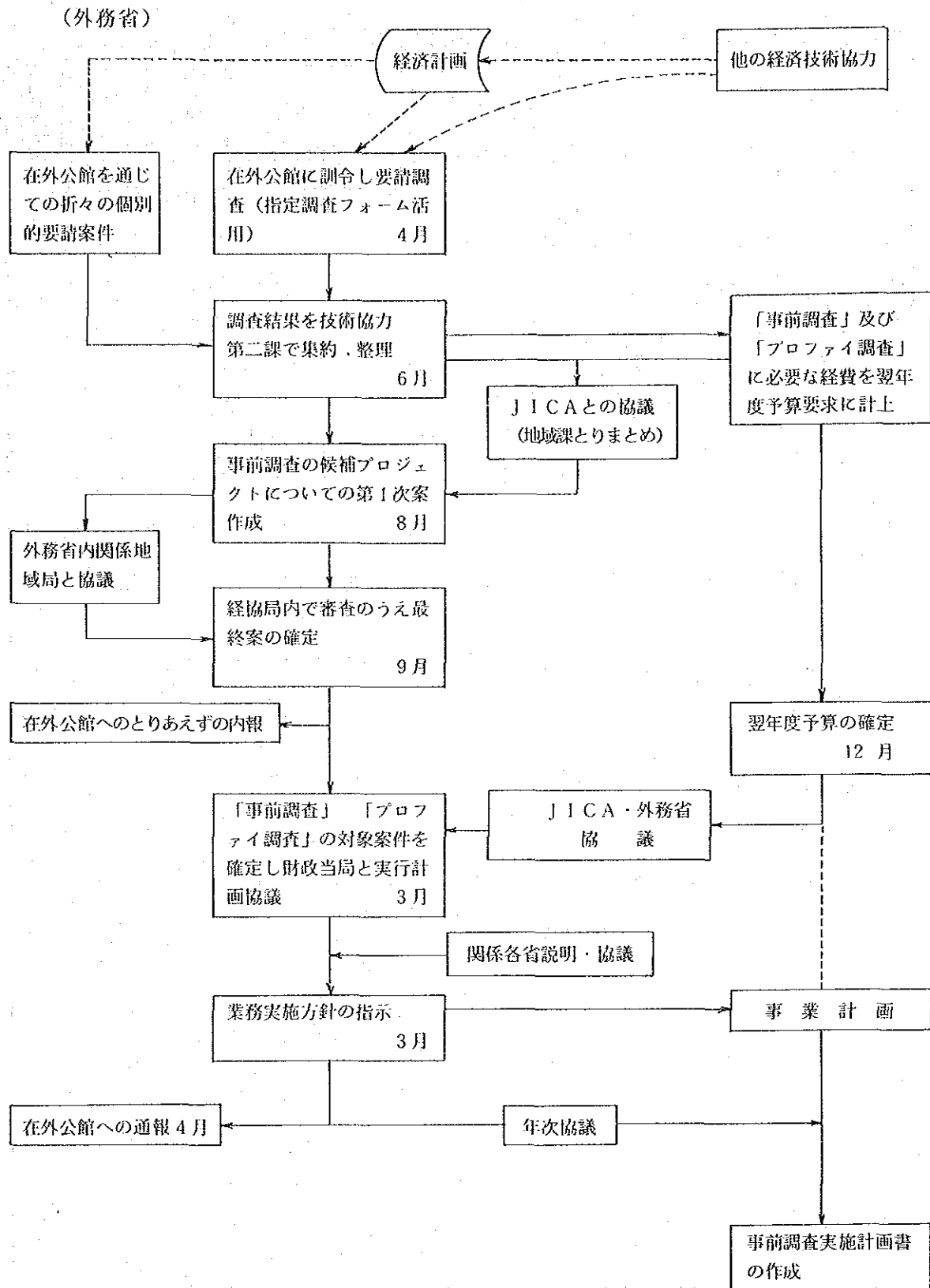
(iv) 第三国，国際機関との関係

相手国の開発計画の実施に当っては我が国のみならず，第三国，国際機関，NGO等が参画する場合があるが，その場合には我が方の協力を実効あらしめるためにも，他の諸外国（機関）と連携し，相互に情報の交換，協議等行う必要がある。また，上記に関する事情を事前に入手しておくことは，我が方のプロジェクトの存在理由を考える上で有益である。

別表-1

〈プロ技協案件選定のプロセス〉

(JICA)



国名	プロジェクト名		分野	センター	保健医療	農林業	産業開発	総合開発		
									協力拠点地域	
要 請 内 容	相手国側協力機関		協力拠点地域							
	要請年月日、形式									
	要請の目的・背景									
	協力規模	協力期間								
		機材供与・額・品目								
		専門家・人数・分野								
		研修員・人数・分野								
	資金協力との関係 (有償・無償)									
	第三国・国際機関からの 協力との関係									
	相手国政府の 対応	国家開発計画における位置づけ								
優先度										
緊急性										
予算上の措置										
協力拠点となる施設の整備状況										
協 力 効 果	受益効果 (直接受益対象)									
	雇用創出効果 (他分野との連関)									
	自助努力効果 (協力終了後の自立)									
	波及効果									
協力の意義 (大使館コメント)										
担当官コメント										

(注) 関係資料は本調査票に添付のこと。

2. 事前調査

プロジェクト方式技術協力は、相手国の要請に基づいて実施されるものであり、通常プロジェクト要請書により協力の可否が検討される。しかしながら、プロジェクト要請書のみでは、相手国の要請内容、実施計画の内容等を詳細に把握し得ないため、相手国と技術協力実施についての協議に先だつ準備段階として、事前調査が実施される。

(1) 事前調査の目的

- (1) 相手国政府より提出のあったプロジェクト協力要請書について、要請の背景及び内容をより詳細かつ正確に把握し、プロジェクトのコンポネント、プロジェクトの国家開発計画における位置付け、相手国の実施体制等を明確にし、プロジェクトの実施の可能性を確認する。
- (2) わが国が技術協力として実施するプロジェクトの実施基本方針及び実施計画を策定し、プロジェクトの実施に関する提言、勧告等を行う。

(2) 事前調査の業務の範囲

事前調査は、広義には事前調査対象案件の確定と同時に開始されるものである。

従って、この段階より当該プロジェクトに関する必要な情報・資料を十分に収集・整備しておくことが必要である。現行、事前調査は事前調査団によって行われる事前調査の業務をもって主たる内容としている。

(3) 事前調査団の編成

事前調査団は関係各省庁の推薦による協力機関を中心とする関係官公庁、および公社、公社、公団等の職員によって編成することを原則としている。また事前調査には必要に応じ調査業務を効果的、効率的に実施するため民間コンサルタントを活用している。

(4) 事前調査団の業務の範囲と内容

① 事前準備

- ア) プロジェクトの要請書等によって当該プロジェクトの要請の背景及び内容を把握し、プロジェクトの検討を行い、プロジェクトが国家開発計画等の中で果すべき役割を明確にするとともに「Project Concept」を作成する。(附録1. Project Conceptの事例 参照)
- イ) 国内において相手国の一般事情、当該プロジェクトに関連する資料及び情報を可能な限り収集し、プロジェクトの検討に資する。
- ウ) プロジェクトについて、事前準備の成果として「Project Guide-line」(基本方針

及び実施計画案)を作成し、プロジェクトの問題点、検討事項等を明らかにし、これらに関係各省に説明し、了解を得たうえで現地調査に臨む。(附録2. Project Guide-lineの事例 参照)

② 現地における業務

ア) 相手国政府の要請の背景及び内容を確認し、プロジェクトのコンポネント、プロジェクトの国家開発計画における位置付け、相手国の実施体制、技術協力の目標等を、相手国政府関係者との協議、及び現地調査、情報・資料の収集・検討を通して明確にし、プロジェクトの実施の可能性を確認する。

イ) 上記の結果に基づき、わが国が技術協力として実施するプロジェクトの実施基本方針及び実施計画(案)を修正のうえ策定する。

ウ) 相手国政府に対し、わが方主張を明確に伝達するとともに、協議結果について議事録(ミニッツ)としてとりまとめ、事前調査団長と相手国の責任者と署名のうえ確認する。

③ 事後整理

ア) 現地での事前調査の結果に基づき、わが技術協力として実施するプロジェクトの実施基本方針及び実施計画を策定し、プロジェクトの実施に関する提言、勧告等を事業団及び関係省庁に行う。

イ) 事前調査の結果を取りまとめ報告書を作成する。

(5) 事前調査の共通T/R

事前調査において調査すべき点は数多いが、過去の経験上、確認する事が是非とも必要な項目を最低限列挙すれば次の通りである。

① 国家開発計画等の中におけるプロジェクトの位置付け

② 技術協力の目標

③ 相手国実施体制

(a) 予算措置

(b) カウンターパート確保の見通し

(c) 体制一般

さらに、これらを具体的に列挙すれば次の通りである。

1) 国家開発計画等の中におけるプロジェクトの位置付け

イ 国家開発計画等の有無の確認、計画書の総論及び当該プロジェクト言及部分のコピー入手

ロ 政府首脳の演説等において言及があれば新聞記事等資料入手

ハ 当該プロジェクトに関わる主要経済指標、関連統計(例えば失業率、農業・工業生産高、輸出入高、その割合等プロジェクトの内容に応じ、プロジェクト実施の必要性を示す根拠となるもの)の把握

- ニ 技術移転の成果（例えば訓練終了者、研究成果等）が如何なる組織、資金手当により、如何に国家開発計画に活用されるのか、具体的組織名、既存組織の現状、数、予算手当済額、直接受益者及び普及員の数及び技術レベル、社会慣習への配慮等極力具体的にその流れを把握
- ホ プロジェクト分野の現状（政府施策の現状、同様既存施設の有無、諸外国、国際機関の同様協力プロジェクトの有無、我が方要請プロジェクトとの相関々係の有無等）
- ヘ プロジェクトの優先度、緊急性の確認（優先分野の具体的なリスト、緊急性を有する具体的な理由）

2) 技術協力の目標

- イ 国家開発計画或いは、なんらかの全体計画の中でのプロジェクトの位置付けが明らかになる形で技術協力の目標を確認する。目標を全てについて数量化することは必ずしも必要ないが、出来る限り具体的な目標を引き出すことが望まれる。
- ロ 協力期間はR/D上最大5年迄しか設定できないので、その点を十分に留意して、協力期間内に確実に達成できる目標について先方と協議する必要がある。
- ハ 目標達成の前提として、建物建設、カウンターパート確保、技術普及体制整備等、受入国側の措置が必要な場合は、これら措置の必要性につき先方に充分に説明の上、文書の形で目標達成の前提条件としての先方の責任を明らかにする。
- （註）本項の下における「目標」とは、我が方が協力することにより達成される具体的な目標を意味し、いわゆる「プロジェクトの目標」よりは狭い概念である。

3) 相手国実施体制

(a) 予算措置

- イ 相手国実施機関及び政府予算の年間予算額（管理費、事業費の内訳、過去3年間の予算の推移を含む）
- ロ プロジェクト予算推計額の確認（建物の平米当り建築単価、最低賃金、平均賃金、建物の平米当りランニング・コスト、訓練コース運営費単価等算出根拠も併せて確認する。）
- ハ プロジェクト予算推計額の人件費、管理費、教材費内訳の確認
- ニ 予算手当済額の確認、実施機関の年間予算の伸び率と照らし合わせた上でのプロジェクト予算計画の妥当性の確認
- ホ 外国援助と予算要求の間に相関関係を有する制度を取る国については、国内法上の根拠確認、法律のコピー入手、具体例の確認
- ヘ プロジェクト実施のタイム・スケジュールと、先方予算要求のタイム・スケジュールのすり合わせ確認
- （註）本邦における同様プロジェクトのコスト実績の資料を持参して、具体例に基づいた議論を行うべきである。

(b) カウンターパート確保の見直し

- イ 円滑な技術移転を達成する上で必要なカウンターパートの数の確認
- ロ 配置可能なカウンターパートの数及び資格、リクルートの目的、具体的候補の有無の確認
- ハ 実施機関の総人員、所属専門家の総数、年間大学卒業者の数、該当専門分野の卒業生数等、国全体及び実施機関の当該専門分野専門家数の確認、カウンターパートをリクルートする可能性についての周辺情報の収集
- ニ カウンターパート給与の額、民間企業の給料水準との比較におけるカウンターパート定着率の推定、転業、国外流出に対する法的措置の有無等の確認

(c) 体制一般

- イ プロジェクトの運営形態と責任体制（実施機関と援助受入機関その他関係省庁との権限及び力関係、実施機関の設立年月日、組織図、人員、権限）の把握
- ロ 関連インフラ整備状況（給水、電気、燃料の確保、道路整備状況）の把握
- ハ 専門家の居住環境（自然条件、交通、通信、衛生、治安状況、特権免除一般）の把握

(6) 事前調査の一般的な心構え及び留意事項

① 事前調査の重要性の認識

全てのプロジェクトにおいては案件の発掘、準備、実施、評価といういわゆるプロジェクト・サイクルがある。事前調査は、このプロジェクト・サイクルの中でみれば、プロジェクト方式技術協力の実施前のプロジェクトの準備の段階の調査にあたるものであり、これはいわゆるフィージビリティ調査にあたるものである。事前調査は、プロジェクト方式技術協力の実施の可否を定める情報を現地で本格的に収集するとともに、プロジェクトの実施可能性を確認しうる機会であり、通例本調査の結果によって、プロジェクト策定の大きな方向付けが定まってしまうので極めて重要な調査である。特にプロ技協の場合通常5年程度の長期にわたって多くの関係者及び資金を拘束することになるので調査団の責任は重い。

② プロジェクトの役割の明確化

相手国の社会経済開発の枠組の中でみればプロジェクト方式技術協力に投入される金額は決して大きなものではない。しかしプロジェクトは相手国の技術の向上を図り、その社会経済開発の可能性の基盤を作るものであり、その広がり大きく重要な役割を担っている。それ故プロジェクトの目標の設定にあたってはプロジェクトにより誰がどのような形でどれだけの便益を受けるか検討するとともに、相手国の社会経済開発の中での役割、位置付けを明確にし具体的に策定する必要がある。又、評価及びモニタリングのためのべ

ーライン・データは不可欠であり、長期調査等を積極的に活用し収集を行わなければならない。

③ 数量化した、オペレーショナルな情報の収集

事前調査ではプロジェクトの実施についてその可否を判断するための情報とプロジェクトを実施していくための情報の収集が要求されている。プロジェクトの実施についてその可否を判断するための情報の収集にあたっては、受入国関係者は往々にして、プロジェクトの実現のため、ことさら状況を美化、楽観視する傾向があるだけに、客観的な情報がどうしても必要になる。又、プロジェクトを実施していくためには、プロジェクトの運営に必要な情報の収集が必要である。これはプロジェクトの目標、活動についてモニタリングを行い、必要あれば計画の変更等を行う基礎となる情報であり、そのためには取扱いのやさしい、しかし目的に適するオペレーショナルな情報であることが望ましい。但し、開発途上国が相手だけに、プロジェクトに関する数量化された資料、統計情報も十分に整っていないのが実状であるので、必要事項は極力具体的に示し、先方が答えやすいように配慮する必要がある。

④ わが方主張の明確な伝達

調査中現地関係者の熱意にほだされ、ついつい迎合的な態度を取りたくなるが、先方関係者の主張は主張として本邦に持ち帰ることを約しつつ、必要な反論、我が方事情、制約の説明等は明確に行う必要がある。又、我が方の立場を素直に伝え、先方がそれを素直に受け入れる条件が最も整っているのが事前調査の段階であり、この点はきわめて重要である。

⑤ 国内情報の最大限の利用

我が国においては当国際協力事業団、外務省を始め、海外経済協力基金、JETORO等数多くの海外関係の業務を実施している機関があり、これら機関より種々の必要情報が入手可能である。又、世界銀行、アジア開発銀行、UNDP等の情報も入手可能である。事実、これらの情報を使用すれば、プロジェクトに関するかなりの情報が集められる。情報の収集にあたっては、いたずらに現地調査に頼ることなく国内情報を最大限に利用し調査を効率的、効果的に実施しなければならない。

⑥ 調査の業務の割合

調査における業務を区分すると、調査の計画・打合せ、準備作業、現地調査、資料分析、報告書の作成の5分野にわけられる。一般的にこれらの業務の負担の割合は、調査の計画・打合せ15%、準備作業25%、現地調査25%、資料分析15%、報告書の作成20%といわれている。事前調査にあたっては、これらの配分を十分に考慮し実施することが望まれる。

調査事例 (タイ労働リハビリセンター)

タイ労働リハビリセンター事前調査調査項目

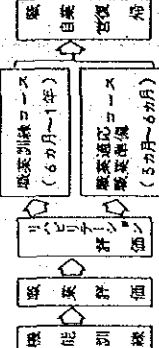
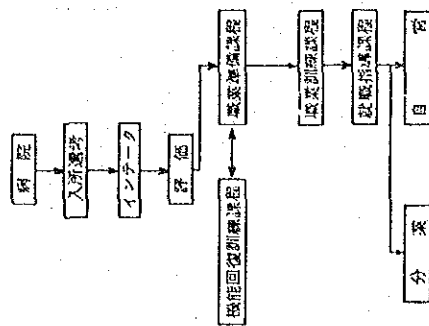
調査項目	調査要請内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項 (S 57.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・判明事項 内容
1. 用子プロジェクトの目的把握 (全体計画の中におけるプロジェクト の位置付け)			
① 国家開発計画	第5次国家経済社会開発計画 (1982-86) において被災労働者対策が重要な課題とされ ている。(職業リハビリテーション設立計画)	内容は生産と貿易の拡大、そして国民生活の 向上に必要なインフラストラクチャを充実 させるために、経路、財政及び労働、さらに 行政制度の活用と適正配分のためのガイドラ インとして用いられることを目的としている。	
② 政策的位置付け	ILOにおいても本プロジェクトのマスター プランを作成提出している。	GNP 1962 600億バーツ 1981 8170億バーツ	
③ 経済・産業情報	工業化の進展とともに製造業、建設業を中心 に雇用労働者の増加が著しい。	国民所得 1962 2200バーツ (1人当たり) 1981 17200バーツ	
④ 労働事情	労働力人口 (1980年) 22728千人のうち 不完全就労者 4551千人 (そのうち完全失業 者は 204千人) ; 非労働力人口 8485千人		
⑤ 上記①~④に係る主要経済、指標 関連統計 (失業率、工業生産高他)	労働力人口 (1980年) 22728千人のうち 不完全就労者 4551千人 (そのうち完全失業 者は 204千人) ; 非労働力人口 8485千人		
⑥ 技術移転の成果が国家開発計画に活用 されるための flow chart	労働力人口 (1980年) 22728千人のうち 不完全就労者 4551千人 (そのうち完全失業 者は 204千人) ; 非労働力人口 8485千人		<p>イ 組織 — センターに労働局労働補償 基金部の下設組織。</p> <p>ロ 資金 — 当面は一般会計から手当て るが、将来的には労働補償基金を返用。</p> <p>ハ 技術移転 — タイ側にとって、センター は全く未知の分野であり、日本側からの全 面的協力を必要とする。</p> <p>ニ 将来計画 — タイ側としては、センター が成功すれば、次期国家経済社会開発計画 (1987~91年) で同様のプロジェクト を拡大する用意あり。</p> <p>DTC公表の際、次長より優先プロジェクト の説明あった。</p>
⑦ プロジェクトの優先度、緊急性	工業化の進展とともに労働災害が増加の一途 をたどっている。職業保護政策の点からも 重要。	優先分野のリスト及び具体的理由	
⑧ 受益効果 (直接受益対象)	労働補償基金統計によれば、1981年現在 被災労働者総数 27,723人 → 雇用数 1,285人	既に同じ 種が、直接の恩恵をこりむら。	イ 労働による恩恵

調査項目	タイ側要請内容	無償資金協力事前調査 内容・利名事項(S 57.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容	センター調査内容・判明事項
<p>① 雇用促進効果</p> <p>② 自助努力効果</p> <p>③ 波及効果</p> <p>2. プロジェクトの現状の把握 タイにおけるリハ計画及び現状</p> <p>① 被災労働者リハビリテーション 政策の位置付け 労働市場・雇用失業状況</p> <p>主要産業・企業 (労災発生件数の多い産業)</p> <p>被災労働者対策の必要性</p> <p>④ 被災労働者の現状 人員、障害部位、程度</p>		<p>労働力人口 2,2728千人のうち 不完全就業者 4,551千人(1980年)</p> <p>食品・飲料、タバコ製造・金属製品・機械製 造業・建設業等。</p> <p>労働者福祉の充実、経済発展の担い手たる技 能労働力の維持・確保の上から必要。</p> <p>労災による障害者 1,285人(1981年)の 82%は手と指の障害。</p>	<p>リハビリ終了者の雇用の可能性。</p> <p>協定終了後自立できるか。</p> <p>成果の活用方法</p> <p>地方のリハセンターのモデルとなるか</p> <p>互に同じ</p>	<p>イ 大部分については、原職復帰が可能。そ の他については自営業による職業的自立を めざす。</p> <p>イ タイ側のカウンタートーパートの能力、機 能及び労災補償基金の財政状況等から判断 して、自立は十分可能。</p> <p>イ タイ側としては、センターをASEAN の研修センターとすることにより、センタ ーの成果が国内ばかりでなく、ASEAN 各国にも反映することを期待している。</p> <p>イ ①-⑥-②の将来計画を参照。</p> <p>イ 障害部位 84%が上肢障害(切傷または擦傷障害) 上肢障害者の71%は機能障害。 年令構成 30才以下が77%で、一般労働人口の 51%とくらべ、若い年齢層の者が多い。</p> <p>ハ 教育レベル 小学卒以下が84%で、一般労働人口の 91%とくらべ、教育レベルでも障害者の 方が一般労働者よりも低位にある。</p> <p>ニ 復職状況 79%が元の職場に復職。元の職場に復 職した者のうち、81%は同一職種に復職。 他企業へ就職した者は、全体の11%にす ぎない。</p>

調査項目	調査要請内容	調査要請事項(5.27.11.15~27)	モニタリングプロジェクト事前調査内容・判断事項	コメント
<p>人員、調査部位、程度</p> <p>就業状況 労務補償給付</p> <p>③ 身体障害者の現状 人員、障害原因、障害部位</p> <p>就業状況</p> <p>④ 身体障害者リハビリテーション 対策の現状 医療リハビリ(機能回復中心)</p>		<p>内容・判断事項(S.52.11.15~27)</p> <p>休業費、休業補償給付および障害補償給付か らなる。</p> <p>抽出口(東北タイ) 5名が障害者で、 ろうあ、慢性疾患、ポリオ等。</p> <p>ブラバチンおよびコンケン職業訓練センター での訓練終了生の80~90名は自営または 一般就労。 (全国状況についてはデータなし)</p> <p>医療的リハビリ病院(ラートン、スリラー ト病院等)との連携が必要。</p>	<p>内容</p> <p>B 重症障害者の面談調査(面談人数17人)</p> <p>A 医療的リハビリテーション</p>	<p>コメント</p> <p>イ 元の職場に復帰している者9人(18名) たなし、全員職種転換している。</p> <p>ロ 別件により就業の可能性が見込まれる者 9人(53名)、そのうち、作業用自衛具 補償品等が必要とし、かつ、それらを用い ての習熟訓練が必要なもの6人。 ハ 就業の可能性が極めて乏しい者5人 (29名)</p> <p>イ タイ全国でPTふいび100名以上のリ ハビリテーション施設を有する病院は、国 立で25、私立で21。理学療法の設備の ある provincial 病院は65、リハビリテ ーション施設を有する provincial 病院は 32。</p> <p>ロ タイにおける医療的リハビリテーション の問題点。</p> <p>① 医療保険制度がないこと：一般患者の 経済的能力の不足。</p> <p>② 施設の不備・不足。</p> <p>③ リハビリテーション・スタッフの不足</p> <p>④ 患者のリハビリテーションに対する認識の欠如</p> <p>⑤ 労災患者の60名が医療的リハビリテ ーション・カービスを必要とするが、実 際にそのサービスを受けているのは、そ の半数にすぎない。</p>

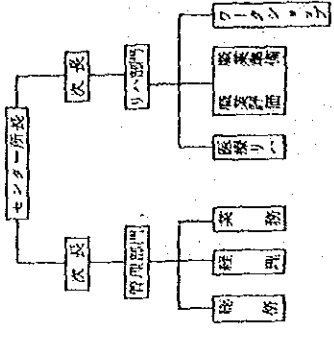
調査項目	概要内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項(S 57.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・判明事項
職業リハビリ (職業評価、職業訓練、職業紹介)		厚生局で一般職労者を対象としてリハビリサービス可能。しかし、きわめて限定された小規模のもの、他大学病院他に一部実施されている。	B 職業リハビリテーション イ 内務省厚生部社内より、主として幼少時から障害者を対象に2か所の障害者職業リハビリテーションセンターが設置・運営 ロ 被災労働者に対する職業リハビリテーション・サービスは、リハビリテーション担当官 (referral officer) による援助活動に限定されている。同担当官の配置数は常勤1名、非常勤2名。1982年度こちらへ担当官が配置されて以降、そのサービスを受けた被災労働者2,601のうち、90名が復職。
③ 労働災害の発生状況		1981年28482件(一時労働不能 26545件)	なし
④ 労働安全衛生対策の現状		機械、電気、建設等の安全基準の施行。 労働基準監督官の配置および労働安全衛生研究所の設立準備が行われている。	
⑤ 労災補償基金制度の現状 (収支、仕組み、内容)	事業主8465人、拠出金額18680百万円 給付労働者28374人、給付金額14817百万円	給付内容… 療養費、休業補償給付、障害者復給付、遺族補償給付、葬祭料。	
⑥ プロジェクト分野の現状 諸外国、国際機関	労働リハビリテーションのM/P ILOが作成・提出した。 ILOのM/Pをもとにしてタイ側は要請してきたと思われる。		
我が方との相関関係			
3. 技術協力目標・計画		(目的) 被災被災者に対し機能訓練、職業評価、職業適正指導及び職業訓練を受ける機会を与えることにより、これらの人の早期職業復帰、又は職業自立を促進する。	(目的) 労働災害による身体障害者に対し職業リハビリテーション及びこれに必要な機能回復訓練サービスを提供し当該被災労働者の職業的自立を促進し、もって障害者就業対策の充実及び労働者の福祉の向上を図る。
① センターの機能 (1) 身体機能回復、維持訓練	病院にて治療後機能訓練を受ける機会が乏しかった者を対象に簡易な理学療法、作業療法が必要。	医学的リハビリについてリハビリ実施病院との連携が必要。	職業数 81名 (4部門5課)
病院との連携		日本では障害者5人に対し指導員1人の割合	IOT、PTについては、職業労働をもつ大学の研修生を採用予定。通達室への配置予定のカウンタパート4名については日本での研修の協力要請を受ける。
専門職員の確保			

調査項目	調査要請内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項 (S. 57. 11. 15 ~ 27)	センタープロジェクト事前調査内容	判明事項
(2) 職業評価・職業指導		職業評価 … 職種の種類、程度、職業能力の評価、職業経験、技能の有無の判定。 職業指導 … 適性指導、職業訓練がある。 従前の職種に復帰可能な者又は職業自立が可能となる。短期間の訓練。 職業訓練 … 同一企業の他職種へ転換を要する者又は前職場へ再就職する者など新卒を職種の技能習得を必要とする者。求職期間訓練。	職業訓練コース選定にかかわる事業所調査	イ 5つの企業（正社員採用器具製造業、医薬品製造業、製菓業、製紙業、おこげ製菓業）の調査結果の概要は次のとおり （ウ） 就労している職従事者の職務内容は、ほとんどは未経験労働。 （ロ） 職場環境については、1社を除き、いずれも安全衛生面での配慮に欠けている （ハ） 事業主の既従事者採用についての考え方は ① 従業員が労働災害によって身体障害者となった場合、会社責任として採用の意思はあるが、できれば何らかの支援希望が望ましい。 ② 雇用継続の場合、転職意向が希薄。 ③ 職従事者を新規採用することはない。 ④ 職従事者に対して職場環境の改善等について特別の配慮を行う考えはない。
(4) 職業紹介	労働局所管の職業紹介機関がある。	入所の対象者の条件として元の企業に長所とを前提とする。	左に同じ	イ タイプ別（労働補償基金部）としては、センターにサービス終了生の職業紹介を行う機能を持たせることを考えている。職業安定課課長が、一般企業者への対応で統一されており、職従事者に対しては、サービスができていない状態にないタイの現状を考えると、当面はセンター自体に職業紹介を行わせるのが、現実的と思われる。
(5) Workshop（事業内容、経営主体、人員他）	今回の計画には合いません。	左に同じ	左に同じ	イ 主として原簿復権を目標とした訓練を行う。原簿復権が困難な者については、事業への就業を目標とした訓練を実施。
③ コースの選定、協力分野	目標設定		社会製糖の技術レベルの選定について	

調査項目	概要内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項 (S 57.11.15~27)	内容	コメント
分野、規模、期間 訓練生数 職業リハ・医療リハの範囲 訓練方法 応募資格 単 (職業制度)	金庫加工、簡易組立、木工、電子機組、事務 在職社立での6コース、期間は6~12か月 定員は100人程度、年間受入数については 300人を想定。 ①労働災害者 ②日常生活上他人の介護を要 しない者 ③職場復帰、職業自立が可能	職業適応指導、職業存続訓練→3~6か月  医療リハ… 医学的リハを完全に終了した職 害者のみ集まるとは考えられず、医学的リハ の追加のみで職場復帰可能な人も多い。 ①労働災害による身体障害者 ②AOLが確 立し、日常生活上他人の介護を要しない者 ③センターのサービスを發けることにより職 場復帰、又は職業自立が可能と認められる者 ④安楽性意思を有しない者		

調査項目	タイ調査内容	無償貸付金協力事前調査 内容・利用事項(S 57.11.15～27)	センターブローchure 内容	コメント他
調査方法 就職者の利用経費 ① カウンターパート 人員、内訳、学歴、給与 定額料 訓練計画及び実施方法 ② 日本人専門家 役割 派遣分野 業務内容 チーフ・アドバイザーの位置 ③ 検材 (1) 検材の内容(主要) 機能回復・維持訓練 職業評価、職業指導 職業訓練	元の職場に戻す又は職業自立を促進。 ① カウンターパート 1983.7.4名のカウンタートパート予選者の 発表(各部門課長レベルPC3～4レベル) ② Advisorである(専門家→カウンタートパート→訓練生) 行政、経営の責任は負わ ない。 ③ 職業リハビリ計画及び修練リハビリ計画並びに訓練マ ニュアル作り ④ 別添リスト参照		イ センター入所中の訓練生の積極的な方法を 確立させるための奨励措置を講ずることを 検討する。 イ ③④(1)の専門家委員の確保を参照 イ タイ側が派遣を要請した日本側専門家には 次のとおり。 医学的リハビリテーション分野：OT 1名 職業リハビリテーション：職業指導員 1名、職業訓練指導員2名、作業指導 員1名。 チーフ、アドバイザーおよび調整員 各1名。 ロ チーフ・アドバイザーは、センターの運 営に因りて、センターの所長はかりではな く、労働局長にも直接報告がてきまより位 置づける。 本文参照	

調査項目	主要事項内容	無償資金協力事前調査 内容・利用事項(S 57.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・利用事項	内容	備考
<p>(2) 別添用機材 カリキュラム シラバス 教科書 別添用教材 実習教材 (3) 機材の荷受人 (4) 収納場所 (5) 機材の自己調達 ⑦ センターのサイト</p> <p>⑧ センターの施設内容</p> <p>カウンタートパートの設置 (配置表、クラス、ステータス他)</p> <p>(2) 予算 予算のフローチャート</p>			<p>センターのサイト</p> <p>センターの施設内容</p> <p>職業評価・指導課長 職業準備・別課長 機能回復別課長 研究・企画課長 } 1983.7</p> <p>具体的な予算の流れ 2月 概算策定作業 8月 概算決定(総務所) 9月 関係会審議 10月 予算執行</p>	<p>特に要否なし</p> <p>Department of Labour Ministry of Interior</p> <p>イ バンコクの北約30 Km、ラングアト県ペ ンブーン地区にあり、面積は27ライ(約 4万3200 m²。近くに職業紹介所およ び空軍病院(一般市民にも開放され、リハ ビリテーション部門もある)もあり、立地 条件は良好。現在は、内務省地域開発局の 所有地であるが、労働局への移管について は、同局および県知事へ了解は得られてお り、目下財務局の回答待ちである。</p> <p>イ 監守的リハビリテーション部門、職業的 リハビリテーション部門(職業準備課課長部 門と職業訓練部門等)、研究・企画部分お よび管理部門に対応した施設を整備する。 管理部門には職員および入所者用宿舎、食 堂および多目的ホール等も含まれる。</p> <p>準備室設置の調査令予定</p>	<p>他</p>

調査項目	タイムスケジュール内容	無償資金協力事前調査 内容・期間事項(S.57.11.15~27)	内容	コメント他
労災基金の流れ 現行予算額(管理費、事業費の内訳)……過去5年間の予算の増減を 含む プロジェクト予算概算 (最低資金、平均資金、ランニング コスト、訓練コース運営費(単位))			国庫予算(要求ベース) 1983 16,100,000,000 パーツ 1984 17,700,000,000 パーツ 内務省予算 1983 17,297,886,900 パーツ 1984 18,765,977,700 パーツ 労働省予算 1983 18,004,250,000 パーツ 1984 22,285,090,000 パーツ 労災基金予算 1983 10,684,000 パーツ	本プロジェクト関係予算(労災ベース) 1983 12,000,000 パーツ (マイクの増設他必要経費) 1984 15,000,000 パーツ (モニター建設関連) 1,800,000 パーツ (人件費他) 1985 7,000,000 パーツ (運営経費他)
4. タイ川の協力開始後の実施体制計画 (1) 運営・組織 センター設立の目的	内務省労働局労災補償基金部の下部機関			(目的)労働災害による身体障害者に対し療 養リハビリテーション及びこれに必要な医学 的リハビリテーションのサービスを提供し当 該被災労働者の職業的自立を促進しもって障 害者対策対策の充実及び労働者の福祉の向上 を図る
所 属 官 庁				

調査項目	タイ例要請内容	無償資金協力事前調査 内容・利明事項(S.57.11.15~27)	センタープロジェクト事前調査内容・利明事項 内容
<p>センター組織図</p> <p>進定定機関の機能の権限 外貨資金の制約及び行政格付の範囲 関係各省との関係 (調整機能要ありヤ) プロジェクト責任体制 (責任者、資格他) プロジェクト予算 (人件費、管理費、教材費)</p> <p>外国機関との予算上の相関関係 プロジェクト実施スケジュール、 予算要求スケジュールとの関係</p>	<p>関連なし</p>	<p>関連なし</p>	<p>定員81名</p> <p> </p> <p>イ センターの所長は、当面、防災補償基金部長が兼務する。</p> <p>イ 1983年度予算(特別予算)においてサイトの盛り土等に必要経費約1,200万バーツを要求中。</p> <p>ロ 1984年度予算(1983年10月~1984年9月)について、センター建設関連経費として約1,500万バーツ、準備費増に於ける人件費として約18万バーツを要求中。</p> <p>ハ 1985年度以降については、年間約700万バーツを要求する予定。</p> <p>関連なし 配慮されている。</p>

調査項目	タイ調査請内容	無償資金協力事前調査 内容・判明事項 (S 52.11.15 ~ 27)	モニタープロジェクト事前調査内容・判明事項 内容	コメント 他
<p>5. 評価</p> <p>(1) プロジェクトの達成度 (教人計画、信託計画 目的達成計画他)</p> <p>(2) プロジェクト管理運営の適正度 (相手側のプロジェクト実施体制、内 部管理運営体制、及び日本側の支援 体制)</p> <p>(3) 計画自体の妥当性 (① 関係世界の把握状況 ② 投入、目 的の国際関係協定の妥当性 ③ プロ ジェクト遂行、形成の適正度 ④ 扶 協以外)</p>				<p>タイ側では、モニター施設に伴う人的、財政 的負担が十分に認められるほか、相手側の状 況、関連施設の整備状況等を総合的に勘案し た結果、モニターの維持・運営は十分に可能 であると判断される。</p>

3. 建物・施設の整備を要するプロジェクトの計画策定に当たっての指針

A. 建物・施設の整備を要するプロジェクト方式技術協力の計画策定に当たっての指針

(1) 基本的な問題意識

(イ) これまでのプロジェクト方式技術協力の協力例では、種々の理由により、所期の協力成果を協力期間内に挙げられないケースが見られる。その原因として種々の事由が指摘されているが、その代表的なものは次のとおり分類されよう。

- a) 建物・施設の整備の遅れ
- b) カウンターパート配置の不足（質・量）
- c) 相手国予算の不足
- d) 相手国協力体制（組織）の整備の遅れ
- e) 専門家派遣の遅れ
- f) 当初目標が不明確で、一貫した方針のもとに協力を実施し得なかった
- g) 当初目標が過大あるいは困難なものであった

(ロ) 多くの場合はこれら要因の複数が競合し、結果的に協力期間の延長に結びついていると考えられるが、特に、建物・施設の整備を相手国が負担する場合についてはその遅れが円滑な技術移転を妨げる原因として最も頻度の高いものである。

他方、一般的にはプロジェクト方式技術協力の新設に伴い新規の建物・施設が必要とされる事例が多く、適期にこれら基盤整備を行いうるか否かはその後の協力の円滑な実施を左右する重要な鍵となるものである。このため、建物・施設の整備計画と技術協力実施計画との調整方法の検討が不可欠となっている。

(2) R/Dの有効期間と建物・施設の整備期間の関係

建物・施設の整備がプロジェクト方式技術協力の大きな問題となっているのは、R/Dが協力のよって立つ基盤としての枠組を提供すると同時に双方の予算措置の根拠となっておりとともに、R/D協力期間が最大5年間と設定されていることが大きな理由であるところ、問題の基本的な背景を考察すれば次のとおりである。

- (イ) 従来、R/Dは通常相手国実施機関との間で技術協力計画が合意された時点で署名されている。
- (ロ) 我が国では国会の承認を得ることなく政府として国際的に約束しうる行政取極の有効期限の限度は5年とされている。このため、R/Dに基づくプロジェクト方式技術協力の場合も、右に準じ、協力期間は最大5年間に設定せざるを得ない。
- (ハ) 他方、建物・施設の整備には通常数年を要するので、R/Dが署名された時点から直ちに作業を始めたとしても建物・施設が完成して実際に本格的な協力を開始する迄に相

当の空白期間が生じてしまい勝ちである。このため、5年の協力期間では工事に少しでも遅れが生ずると計画された技術移転が十分に達成されないのが従来の経験である。

(二) 問題解決のための最も単純な方途は、R/Dの署名を建物・施設の完成時期に合わせて行うことである。しかるに、例えば無償資金協力により建物・施設を整備する場合でも、用地取得、整備の面で相手国政府が予算措置をとるためには、協力実施についての双方の合意をなんらかの文書に残すことを要求するのが通例である。

(三) 上記の諸制約のため、従来は相手国の計画を信用し、定型的な方式でR/Dを締結すると建物・施設の工事が数年遅れ、いざ協力を本格的に開始する段階に至った際にはR/Dの有効期間が残りわずかとなっているのが実情である。

(3) 上記を踏まえ今後は別紙の要領にて、建物・施設の整備問題に十分な注意をはらい、柔軟に対応することとする。

B. 建物・施設の整備を要するプロジェクトの計画策定要領

(1) 基本的考え方

1. 協力計画の策定にあたっては、計画策定段階より可能な限り先方の既存施設を利用しうるようサイトの選定等を行うことが望ましい。
2. 建物・施設の整備が必要不可欠とされる条件では、極力、無償資金協力との有機的組み合せを条件として協力実施の可能性を検討する。先方政府関係機関が自力にて必要施設の整備を行う旨言明した場合であっても、開発途上国の国情等を勘案すれば、通常1～2年の限られた期間内に必要施設を完成しうる可能性は低い（この点、近年の厳しい国際経済情勢を勘案すれば、中進国とされる国であっても例外ではない。）
3. 相手国が無償資金協力供与対象国でない等建物・施設の整備を相手国政府機関の自助努力に頼らざるをえない場合には、建物・施設の整備に要する期間と協力開始時期の設定に十分な注意を払うとともに、R/D締結方法を工夫し、建物・施設の整備が確実となった段階で協力活動が実施されるように計画を策定する。
4. 施設整備の工期にもよるが、事前調査からR/D締結に至る期間が2年以上の長期に渡る場合は、実施協議等の費目の予算要求時期を従来通り画一的に事前調査の次年度とすることなく、建物・施設の整備工事の進捗状況を見極めつつ設定する必要がある。

(2) 先方資金負担により建物・施設を整備する場合

1. 相手国に建物・施設の整備を期待せざるを得ない場合には、例え施設が完成したとしても維持費が相当かかることもあり、先方の完全な対応を期待する事は、實際上極めて難しいので規模をできるだけ縮小させた形で計画を策定する。
2. 相手国の建物・施設の整備を促進するため、また、建物・施設が十分に整備された段階で本格的な技術協力活動を開始できるようにするための方法としては、具体的には次の手段を組合わせていくことが考えられる。

(1) 事前調査の段階で先方予算措置、建物・施設の整備計画につき詳細に聴取し、計画の熟度を見極める。また、調査結果の報告書の形で、協力開始時までに先方の取るべき措置、施設建設スケジュールを文書にて先方に提示し、確認する。なお、同報告は調査結果として、チームが先方実施機関に対しありうべきスケジュール等につき報告確認するものであり、協力実施の具体的コミットを行うものではない。このため、タイミングとしては、調査実施後我が方国内で各省協議等を行った後、先方実施機関に送付するのが一案である。

(2) 長期調査員制度を活用して、現地における建物・施設の整備工事の進捗をモニタリングした上で様子を見てR/Dを締結する。

- (3) 相手国政府は、施設建設予算の獲得のためになんらかの文書を要求するのが通例であり、新しい試みとしてはR/Dに暫定的な性格を持たせた文書（仮称：ミニッツとして様式等別途検討中）を取交すことも考えられる。この場合のミニッツとは協力開始までに双方の取るべき措置・条件を確認するものであり、事前調査実施後（同年度又は次年度の出来るだけ早期、実施協議・実施設計等の予算を使用）小人数のミッションを派遣して取り交すこととする。
- (4) 先方の建物・施設の整備計画が相当程度煮詰まっており、近い将来完成する見通しが大なる時には、施設完成予定時期に見直しを行うことを前提に、或いは、R/D署名日と発効日をずらす形でR/Dを署名する。但し、署名日と発効日は同一年度内である必要がある。
- (5) 協力の規模が大であり、施設完成前に相当の準備的協力が必要で、なをかつ、暫定的な施設が提供される確実な見通しがある場合には、協力を施設完成後の二段階に分けステージ別に、1 Phase の協力期間が5年を越えない範囲で協力期間を分割し、合計の協力期間が7～8年となる協力計画を策定する。この場合協力がいたずらに長引かないように、第2 Phase の協力に移行すべきか否かについては、第1 Phase の協力のエバリュエーション等を通じて、建物・施設の整備状況、先方実施体制の整備状況等を見究めつつ決定する（只、本方式は原則として無償資金協力により建物・施設を整備する場合に適用する）。
3. 建物・施設の整備を確実なものとするための上記各手段の組み合わせパターンをいくつか例示すれば次の通り。

(1) 建物・施設の完成後協力を開始する場合

(イ) 事前調査団報告書の活用

時期	第 一 年 目	第 二 年 目	第 三 年 目
施設		着工	完成
技協	事前	報告書	R/D・発効

(ロ) 長期調査員制度の活用

時期	第 一 年 目	第 二 年 目	第 三 年 目
施設		着工	完成
技協	事前	長調	長調 R/D・発効

(ハ) ミニッツ及び長期調査員の活用

時期	第 一 年 目	第 二 年 目	第 三 年 目
施設		着工	完成
技協	事前	ミニッツ	長調 R/D・発効

(2) 建物・施設の完成以前に準備的な協力が必要な場合

(イ) R/D見直し条項の活用

時期	第一年目	第二年目	第三年目
施設		着工	完成
技協	事前	長調	R/D
			R/D見直し

(ロ) R/DのPhase分割の活用

時期	第一年目	第二年目	第三年目
施設		着工	完成
技協	事前	R/D (Phase 1)	R/D (Phase 2)

(3) 無償資金協力により建物・施設を整備する場合

1. 建物・施設を整備を無償資金協力により行う場合は次の配慮が必要である。

(1) 技術協力の内容を建物・施設の設計等に十分反映するため、技術協力の事前調査を無償資金協力の事前調査又は基本設計調査前に先発もしくは同発させる。

(2) 長期調査員制度の活用（上記2. 2. (3)参照）、R/Dの見直し条項、発効日のスライド制（上記2. 2. (5)参照）及びR/DのPhase分割の活用（上記2. 2. (6)参照）を図り、滞りなく技術協力計画が実施できる段階になった時点で、R/Dが発効するよう調整する。

2. 協ルスケジュールを調整し、効率的な技術協力の実施を図りうると考えられる、協力期間設定の具体的な例は次の通り。

(1) 建物・施設を整備が短期間の例

(イ) ビルマ中央農業開発センター

時期	第一年目	第二年目	第三年目
	56/12	57/3 57/6	58/3 58/6 58/9 59/3
無償	コンタクト	B/D	E/N
技協	コンタクト	事前	長調・実施調査
			R/D
			発効
			完成

注) E/Dは基本設計調査

(ロ) チリ沿岸漁民訓練普及計画

時期	第一年目	第二年目	第三年目
	56/9 57/2 57/3	57/12	58/3・58/4
無償	B/D	E/N	完成
技協	事前	長調	R/D
			発効

(2) 建物・施設の整備に長期間を要する例

(イ) ASEAN人造り (マレーシア)

時期	第一年目	第二年目	第三年目
	57/4 57/6 57/8 57/11		58/8 ~ 60/3
無償	事前-B/D	E/N	完成
技協	事前	R/D	R/D見直し

(ロ) 中日友好病院

時期	第一年目	第二年目	第三年目・第四年目	第五年目
	57/6 55/8 56/3	56/8 56/11		59/4
無償	事前-B/D	E/N		完成
技協		事前	R/D (Phase 1)	R/D (Phase 2)

Ⅲ 実施協議

Record of Discussions (R/D) 作成のためのマニュアル

目 次

1. 総 論	47
1-1 R/D の基本的性格	47
1-2 R/D 方式の意義及びその長所と短所	48
1-3 R/D 方式か協定方式か	49
1-4 プロジェクト方式技術協力の流れと R/D 締結の位置づけ	50
1-5 口上書による R/D のエンドースメント	51
2. R/D の原文 (英文・西語文及び和文)	52
(英 文)	52
(西語文)	56
(和 文)	60
3. R/D 作成のためのマニュアル	63
3-1 本文 (カバリング)	63
3-2 The Attached Document (附属文書)	66
タイトル	66
(R/D条項)	
I 両国政府の協力	66
II 日本人の専門家の派遣	68
III 機 材 供 与	72
IV 研 修 員 受 入	73
V 相手国政府のとるべき措置	74
VI プロジェクト管理	75
VII 日本人専門家に対する請求 (クレーム)	78
VIII 相 互 協 議	78
IX 協 力 期 間	78

1 総 論

1-1 R/Dの基本的性格

(1) 実施機関の合意文書（国際法上は国際約束にあらず）

- (イ) R/Dは、技術協力関係実施機関間（わが方はJICA）の合意文書である。合意内容は、一定の内容を有する技術協力の実施を各々自国政府に勧告することである。
- (ロ) 国際協力事業団法第21条第1項第一号は、JICAの業務につき「条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。」と規定しており、事前の国際約束なしにJICA自体が技術協力の実施そのものにつき直接相手国実施機関との間に合意をとり交す制度になっていない。

(2) 協力実施上の基礎文書（実体的には協定に準ずる効果）

- (イ) 上記(1)の通り、R/Dは国際約束を形成するものではなく、国際法上は何の意味をも持たないが、実体的には協力実施上の基礎文書であり、協定（交換文をふくむ、以下同じ）に準ずる効果を有するものである。
- (ロ) 即ち、R/Dが一端締結されれば、R/Dによる技術協力実施の勧告が政府によって受け入れられない場合は殆んど無く（相手国側の執るべき措置につきR/D記載事項通り履行されない場合も皆無ではないが、右ケースは極く稀である）、実体的に見れば、R/D締結を以って技術協力の開始（R/Dに特に協力開始時期が明記されている場合は別であるが）と考えてよい状況にある。特にわが国については、従来実際上R/Dとりまとめ以前に大綱につきJICAと政府との間で協議をしており、事前協議を了したR/Dの内容を政府が受け入れなかった事例は皆無であり、ほぼ100%政府に承認されていると言ってよい。
- (ハ) 従って、JICAは相手国実施機関との間で技術協力の実施につき各々自国政府に勧告することに合意し、かかる勧告を受けて両国政府が所定の技術協力フォーム（いわゆるコロンボ・プラン・フォーム、正確にはコロンボ非加盟国についてはかかる名称を使用し得ないが、便宜的に以下コロンボ・プラン・フォーム《CPフォーム》と総称する。）を添付した口上書等の公文書を交換することによって国際約束を形成し、これに基づき具体的な技術協力が実施されることになる。なお、通常勧告を承認した旨の文書の交換は特に行なわれていない。

1-2 R/D方式の意義及びその長所と短所

(1) R/D方式の意義

プロジェクト方式技術協力にはR/D方式と協定方式の2つがある。R/Dなり協定なりの基礎文書が必要とされる理由は、協力規模が大きくかつ長期間を要し、計画的運営を必要とするプロジェクト方式技術協力の特性にある。即ち、単発ベース技術協力と異なり、プロジェクト方式技術協力は、原則として開発途上国の開発プロジェクトに対し多年度にまたがり、専門家派遣、研修員受入れ及び機材供与を有機的に結びつけて計画的に比較的大規模な協力を実施する。かかるプロジェクト方式技術協力の特性に鑑み、技術協力プロジェクトの全体の枠組みを規定する基礎文書が必要となる。協定は、国際約束を形成する文書であると同時に、技術協力プロジェクトの全体を規定する基礎文書である。これに対しR/D自体は国際約束を形成するものではないが、技術協力プロジェクトの枠組みを規定する基礎文書である。プロジェクトの実施に当たって個々の専門家派遣等に際して必要な国際約束はCPフォームを添付した口上書等の公文書を交換することによって形成するが、かかる個別的な措置を適切にとることは基礎文書(R/D)と言う全体像を示すカサの下にはじめて可能である。

(2) 事務手続上の簡便さ

わが国にとってR/Dの最大の長所は、実施機関相互の討議の記録という性格上、締結までの間に外交交渉及び閣議請議等の国内手続を含め相当の時間と労力を必要とする協定あるいは交換公文に比べ、作成が容易であり、しかもR/Dを基礎としたCPフォームを添付した口上書等の公文書の交換により簡単に国際約束を形成し、プロジェクト方式技術協力を実施しうる点にある。この簡便さは、開発途上国にも多くの場合当てはまるが、R/D締結を閣議決定(ないし了解)事項とするなど協定と同様の手続を必要とする開発途上国も例外的にはあり、その場合にはR/D方式と言えども必ずしも事務手続上の簡素化にならない場合もある。

(3) 性格のあいまいさ

上記1の(2)の通り、R/Dは實際上協定に準ずる効果を有していると言ってよいが、法的には国際約束ではなく、「R/Dとは何ぞや」という疑問を常に伴うのが欠点である。コロンボ・プラン加盟国等わが国からの技術協力受入れに慣れている国との間では、この点につき比較的トラブルは少ないが、わが国の援助制度につき理解の乏しい国の場合には、そもそもR/Dの概念につき正確な理解を求めることが困難な場合もある。また、実際上は、殆んどの場合R/D内容は相手国政府の受入れるところとなるが、理論的にはR/Dを締結してもR/Dの内容が100%相手国政府によって受入れられるとの保証はなく、

わが方で必要な措置をとっても相手国側がそれに応じて所要の執るべき措置をとらないかもしれないという不安が常に残る（但し、このことは逆にわが国の側についてもあてはまるところであり、理論的には R/D を締結しても政府としては法的には一切拘束されないという意味で安全弁となる）。特に相手国側の国内予算措置については、国際約束と異なり拘束力を有しないだけに、R/D 方式の場合には協定方式による場合よりも不利な扱いを受け、十分な予算措置が講じられない場合が稀ではあるが存在する。

1-3 R/D 方式か協定方式か

プロジェクト方式技術協力を実施する場合、R/D 方式をとるか、協定方式をとるかは、相手国側の意向の如何もさることながら、「手続上の簡便さ」と「法的性格の明確さ」という2つの要請を比較衡量して決定することになる。但し、協定方式による場合開発途上国側の事務処理体制の効率性の問題もあり、ひどい場合には1年以上手続に時間を費す場合があり、単年度予算主義をとるわが国予算制度上予算の執行が不可能になることがある。また、協力規模の小さいプロジェクトについてまで、いちいち協定締結手続をとることは事務的に煩瑣に過ぎるきらいがある。

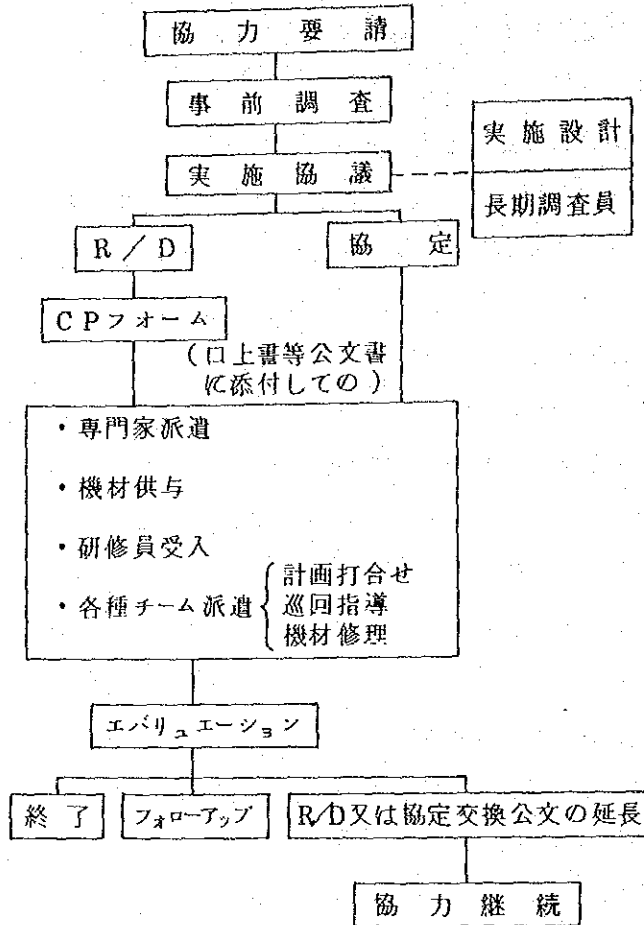
主として、かかる理由から従来の例をみると、圧倒的に R/D 方式が多い（昭和53年7月1日現在 技術協力プロジェクト総数80件のうち協定方式によるものは僅かに12件のみである）。事業別にみると、海外技術協力センター事業と農林業協力事業は協定方式をとるプロジェクトがあるのに対し、保健・医療協力事業及び産業開発協力事業は全て R/D 方式によっている。

R/D 方式であれ、協定方式であれ、制度的にまた手続的に改善する余地は大きく、いずれの方式を中心とするかは今後の検討課題であるが、従来は R/D 方式を原則とし、以下の場合に協定方式をとることとしてきている。

- (1) 協定によらない限りプロジェクト方式技術協力の実施に必要な特権・免除及び便宜あるいは必要な予算等を確保し得ない相手国の場合。
- (2) プロジェクト規模、特に相手国側負担分が大きく、協定という安定した取極により先方政府のとるべき措置等を確実にしておく必要がある場合。
- (3) 外交上の配慮等により必要と認められる場合。

1-4 プロジェクト方式技術協力の流れとR/D締結の位置付け

相手国政府からプロジェクト方式技術協力要請を受けて、技術協力計画の立案、実施を経て終了に至るまでの流れを概略図示すると次の様になる。



プロジェクト方式技術協力の各事業別形態また個々のプロジェクトにより技術協力プロジェクト実施のプロセスは異なるが、一般に、協力要請受理後要請内容を検討し、事前調査実施を決定する。次いで、事前調査実施後、調査結果を踏まえ協力の可能性、協力の態様等を検討し、わが方の協力案をまとめ、更に、実施協議チームを派遣して、細部の調査を実施するとともに協力の細部につき相手国側と協議し、R/Dをとりまとめる（協定方式の場合には別途協定を作成する）。

従って、多くの場合実施協議チーム派遣時にR/Dを締結することとなるが、必ずしも全てのプロジェクトが予定通りのプロセスで進行するとは限らず、実施協議チーム派遣時にはR/D締結に至らず、別途当該プロジェクトに関係する他の種類のチームに締結せしめたり、また、現地JICA事務所等を通じ協力内容及びR/D案文につき協議せしめ、その結果確定したR/D案文に本邦にて署名して、それを現地に送付することによって署名の交換をする場合等、様々な例外的バリエーションがある。

1-5 口上書によるR/Dのエンドースメント

上記の如く、R/D方式は事務手続の簡素化に資するというメリットを有する反面、実施機関間の合意にしか過ぎないと言った効力上の不明確化を内包している。R/Dの合意内容は上記の通り一定の内容を有する技術協力の実施につき政府に勧告することであるが、一般に政府による同勧告の受理ないし承認について明示の行為はとられず、個々の専門家派遣等に際してなされるCPフォームを添付した口上書等の公文書の交換を以って、プロジェクト全体の実施に対する黙示の承認があったものと看做している。

殆んどの場合、上記の通りの方法で特に支障なく運営されているが、近年プロジェクトの大規模化、複雑化が進み、先方の負担すべき資金、役務等が増大化する傾向にあり、日本政府からの明確な意志表示がないままに単にR/Dを基礎とするだけでは、必要な財政措置等を取り得ないとする被援助国も出てきている。

かかる場合には、R/D締結後両国政府が各々口上書にてR/Dで勧告のある技術協力プロジェクトにつき国内法令に従い実施する意図を有する旨の意図表明をしあうという形で、両国政府によるR/D・エンドースメントを行うことができる。なお、かかる意図表明は、法律的には各々の国の政府が一方的に行うものであって国際約束を形成するものではなく（特にこの口上書の交換をもって国際約束を形成するとの文言を挿入しなければ）、何等国際法上の拘束力を有するものではない。

但し、かかる口上書によるR/Dのエンドースメントは、現在のところ主として事務処理上の理由から、かかる措置を講じないと實際上多大な支障が生じると判断される案件に限って実施している。

2 R/Dの原文(英文, 西語文及び和文)

(英 文)

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE JAPANESE
IMPLEMENTATION SURVEY TEAM AND THE
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF

ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR THE _____ PROJECT

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as JICA) and headed by Mr. _____, visited _____ from _____ to _____ for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the _____ Project in _____.

During its stay in _____, the Team exchanged views and had a series of discussions with the _____ authorities concerned in respect of the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the _____ authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

THE ATTACHED DOCUMENT

I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of _____ will cooperate with each other in implementing the _____ Project (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of _____

2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in _____ the privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries working in _____ under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

III. PROVISIONS OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III, through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.
2. The articles referred to in 1 above will become the property of the Government of _____ upon being delivered c.i.f. to the _____ authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

IV. TRAINING OF _____ PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the _____ personnel connected with the Project for technical training in Japan through the normal procedures under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme.

2. The Government of _____ will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the _____ personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for the implementation of the Project.

V. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF _____

1. In accordance with the laws and regulations in force in _____, the Government of _____ will take necessary measures to provide at its own expense:

- (1) Services of the _____ counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex IV;
- (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex V;
- (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instrument, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
- (4) Transportation facilities and travel allowance for the Japanese experts for the official travel within _____;
- (5) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.

2. In accordance with the laws and regulations in force in _____, the Government of _____ will take necessary measures to meet:

- (1) Expenses necessary for the transportation within _____ of the articles referred to in III above as well as for the installation, operation and maintenance thereof;
- (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in _____ on the articles referred to in III above;
- (3) All running expenses necessary for the implementation of the Project.

VI. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

VII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of _____ undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in _____ except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VIII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be _____ from _____.

ANNEX I MASTER PLAN

ANNEX II JAPANESE EXPERTS

ANNEX III LIST OF THE ARTICLES

ANNEX IV LIST OF _____ STAFF

ANNEX V LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

(西語文)

EL RESUMEN DE DISCUSIONES ENTRE EL GRUPO
JAPONES DE ESTUDIO SOBRE EJECUCION Y LAS
AUTORIDADES COMPETENTES DEL GOBIERNO DE

SOBRE LA COOPERACION TECNICA DEL JAPON
PARA EL PROYECTO _____

El Grupo Japonés de Estudio sobre Ejecución (en adelante se lo denominará "el Grupo"),
organizado por la Agencia de Cooperación Internacional del Japón (en adelante se la denominará
"JICA") y encabezado por _____

visitó _____ desde _____ hasta _____ a los efectos de determinar
los detalles del programa de cooperación técnica concerniente al Proyecto _____
en _____

Durante su estadía en _____, el Grupo intercambió vistas y tuvo una serie
de discusiones con las autoridades competentes de _____ con respecto a las medidas con-
venientes que sean tomadas por ambos Gobiernos para la satisfactoria ejecución del Proyecto
arriba mencionado.

A consecuencia de las discusiones, el Grupo y las autoridades competentes de _____
conviniere en recomendar a sus respectivos Gobiernos los puntos referidos en el documento
adjunto.

EL DOCUMENTO ADJUNTO

I. COOPERACION ENTRE AMBOS GOBIERNOS

1. El Gobierno del Japón y el de _____ se cooperarán recíprocamente en la ejecución del Proyecto _____ (en adelante se lo denominará "el Proyecto"), a los efectos de _____

2. El Proyecto será llevado a cabo de conformidad con el Plan Maestro señalado en el Anexo I.

II. ENVIO DE EXPERTOS JAPONESES

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para proveer, a su propia costa, de los servicios de los expertos japoneses como se enumeran en el Anexo II, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. Los expertos japoneses a que se refiere (1) anterior y sus familias gozarán en _____ de los privilegios, exenciones y beneficios como se enumeran en el Anexo III y gozarán de otros privilegios, exenciones y beneficios no menos favorables que los otorgados a aquellos expertos de terceros países u organizaciones internacionales que cumplen misiones semejantes.

III. PROVISION DE MAQUINARIA Y EQUIPO

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para proveer, a su propia costa, de equipo y otros materiales que sean necesarios para la ejecución del Proyecto como se enumeran en el Anexo IV, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.
2. Los objetos a que se refiere (1) anterior pasarán a ser de propiedad del Gobierno de _____, apenas entregados, a C.I.F., a los autoridades competentes de _____ en los puertos y/o aeropuertos de desembarque, y serán utilizados exclusivamente para la ejecución del Proyecto, en consulta con los expertos japoneses referidos en el Anexo II.

IV. CAPACITACION DEL PERSONAL DE _____ EN EL JAPON

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en el Japón, el Gobierno del Japón tomará medidas necesarias por intermedio de JICA para recibir, a su propia costa, al

personal de _____ relacionados con el Proyecto, para la capacitación técnica en el Japón, mediante los procedimientos usuales bajo el Programa de Cooperación Técnica del Japón.

2. El Gobierno de _____ tomará medidas necesarias para asegurar que el conocimiento y experiencia que haya adquirido el personal de _____, a través de la capacitación técnica en el Japón, serán utilizados exclusivamente y en forma efectiva para la ejecución del Proyecto.

V. MEDIDAS QUE SERAN TOMADAS POR EL GOBIERNO DE _____

1. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en _____, el Gobierno de _____ tomará medidas necesarias para proveer, a su propia costa, de:
 - (1) Servicios del personal tanto de contraparte como administrativo de _____, como se enumeran en el Anexo V;
 - (2) Terreno, edificios y facilidades como se enumeran en el Anexo VI;
 - (3) Provisión y reemplazo de maquinaria, equipo, instrumentos, vehículos, herramientas, repuestos y cualesquier otros materiales necesarios para la ejecución del Proyecto que no sean suministrados por intermedio de JICA bajo III anterior;
 - (4) Medios de transporte y emolumentos viáticos para los expertos japoneses en los viajes oficiales dentro de _____;
 - (5) Viviendas adecuadamente amuebladas para los expertos japoneses y sus familias.
2. De acuerdo con las leyes y reglamentos vigentes en _____, el Gobierno de _____ tomará medidas necesarias para cubrir:
 - (1) Gastos necesarios para la transportación dentro de _____ de los objetos referidos en III anterior así como para su instalación, operación y mantenimiento correspondientes;
 - (2) Derechos arancelarios, impuestos domésticos y cualesquier otros gravámenes, impuestos en _____ sobre los objetos referidos en III anterior;
 - (3) Toda clase de gastos corrientes necesarios para la ejecución del Proyecto.

VI. ADMINISTRACION DEL PROYECTO

VII. RECLAMOS CONTRA EXPERTOS JAPONESES

El Gobierno de _____ se compromete a sobrellevar reclamos, si hubiere casos contra los expertos japoneses participados en el Proyecto, provenientes de, originados en el curso de, o relacionados de alguna que otra forma con el desempeño de sus funciones de carácter oficial en _____, excepto aquellos que se ocasionaren por la mala conducta intencional o negligencia total de los expertos japoneses.

VIII. MUTUA CONSULTA

Habrá mutua consulta entre los dos Gobiernos sobre cualesquier problemas de mayor envergadura provenientes de, o en conexión con el Documento Adjunto.

IX. PERIODO DE COOPERACION

La duración de la cooperación técnica para con el Proyecto según el Documento Adjunto será desde _____ hasta _____.

ANEXO I. PLAN MAESTRO

ANEXO II. EXPERTOS JAPONESES

ANEXO III. PRIVILEGIOS' EXENCIONES Y BENEFICIOS

1. Exenciones de impuestos sobre rentas y cualquier otro tipo de gravámenes impuestos sobre, o en relación con, las asignaciones de subsistencia remitidas desde el exterior.
2. Exenciones de derechos tanto de importación como de exportación y cualquier otro gravamen con respecto a los efectos de uso personal y doméstico, inclusive un automóvil por familia que se introduzca en _____ desde el exterior.
3. Servicios y facilidades médicos de carácter gratuito para los expertos japoneses y sus familias.

ANEXO IV. LISTA DE MAQUINARIAS Y EQUIPOS

ANEXO V. LISTA DEL PERSONAL DE _____

ANEXO VI. LISTA DE TERRENOS, EDIFICIOS Y FACILIDADES

(和 文)

(件名)プロジェクトのための技術協力に関する日本側実施協議チームと(相手国)
政府関係当局との討議議事録

国際協力事業団(以下「JICA」という)が組織し、(団長氏名)を団長とする日本側実施協議チーム(以下「チーム」という)は(相手国)における(件名)プロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため(年月日)より(年月日)までの日程をもって(相手国名)を訪問した。

(相手国)滞在期間中チームは上記プロジェクトの有効な実施のため両国政府がとるべき必要な措置に関して(相手国)側当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、チームと(相手国)側関係当局はそれぞれの(所属国)政府に対しここに添附する附属文書に記載する諸事項について勧告することと同意した。

(署名地)

(署名年月日)

(日本側団長署名)

(相手国側代表署名)

附 属 文 書

I 両国政府の協力

1. 日本国政府と相手国政府は(当該事業の目的)のため(当該)プロジェクト(以下“当該プロジェクト”という)の実施において相互に協力をを行う。
2. 当該プロジェクトは附表Iの基本計画に基づいて実施される。

II 日本人専門家の派遣

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続により附表IIに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、コロンボ・プラン技術協力計画のもとに(相手国)において専門家活動に従事する者三國専門家に与えられている特権、免除及び便宜に比べ、それに劣らないものを与えられる。

III 機材供与

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続により附表IIIに掲げる当該プロジェクト実施に必要な資機材を自己の負担において供与するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう機材は、陸揚の港あるいは空港にて(相手国)側当局へCIF建てにて引渡される時、(相手国)政府の財産となる。そして、それらの機材は、附表IIに掲げる日本人専門家との協議をもって当該プロジェクトの実施のためだけに使用される。

IV 研修員受入

1. 日本国政府において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続により日本における技術研修のため当該プロジェクトに係る(相手国)人を自己の負担において受入れるため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. (相手国)政府は、相手国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するために、必要な措置をとる。

V 相手国政府のとるべき措置

1. (相手国)において施行されている法律及び規則に従い、(相手国)政府は、自己の負担において次のものを提供するために、必要な措置をとる。

- (1) 附表Ⅳに掲げる(相手国)カウンターパート及び事務職員の役務
 - (2) 附表Ⅴに掲げる土地、建物及び附帯施設
 - (3) 上記Ⅲ条のJICAを通じて供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車輛、工具、補充部品及びその他の物品の調達もしくは取替
 - (4) (相手国)内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜及び旅費
 - (5) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設
2. (相手国)において施行されている法律及び規則に従い、(相手国)政府は、次の経費を負担するために必要な措置をとる。
- (1) 上記Ⅲ条に掲げる機材の(相手国)内における輸送、据付、操作及び維持に必要な経費
 - (2) 上記Ⅲ条に掲げる機材に対する(相手国)内で課される関税、国内税及びその他の課徴金
 - (3) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費

Ⅵ プロジェクト管理

Ⅶ 日本人専門家に対する請求(クレーム)

(相手国)政府は、日本人専門家の(相手国)内における職務の遂行に起因し、または、その遂行中に、または、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対するクレームが生じた場合には、そのクレームに関する責任を負う。但し、日本人専門家の故意または重大な過失により生ずる責任については、この限りではない。

Ⅷ 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは、本附属文書に関連する主要事項について相互協議を行う。

Ⅷ 協力期間

本附属文書に基づく当該プロジェクトの技術協力期間は 年 月 日より 年間とする。

- 附表Ⅰ 基本計画
- 附表Ⅱ 日本人専門家
- 附表Ⅲ 機材リスト
- 附表Ⅳ (相手国)側スタッフのリスト
- 附表Ⅴ 土地、建物及び附帯施設のリスト

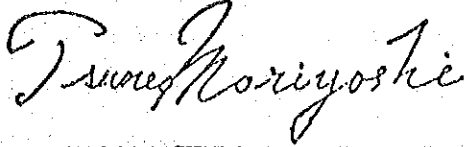
3 R/D作成のためのマニュアル

3-1 本文(カバリング)

本 文	作 成 上 の 留 意 点	
	事 項	内 容
	1. "the ~ authorities concerned"	<p>必要に応じて本文中の "headed by —" に記入する日本側団長と対応して、相手国側の具体的な担当機関名を記入してもよい。</p>
	2. "agreed to recommend"	<p>相手国側の諸般の事情(特に相手国側署名者が政府自体を代表する場合や署名に先立って閣議決定等を経ており、あらためて政府に勧告する必要がない場合等)により、相手国側は本文中の "agreed to recommend" を "accepted" に変更することを強く求めることがある。</p> <p>この場合、</p> <p>(1) 一般的にR/Dの基本的性格上勧告を行うのみで、これ以上のことはできず "accepted" という表現は不可能。</p> <p>(2) 理論的には、わが方については "the Team agreed to recommend to its Government" とし、相手国側については "the ~ authorities concerned accepted" と記載することが考えられる。</p> <p>この場合、署名者の資格及び合意内容の両面において跛行的となり、のぞましくない。</p> <p>(3) また、下記のような特別なケースもあるが、同様の理由でのぞましくない。</p> <p>(事例 イラク電気産業訓練センター)</p> <p>The Japanese Team agreed to recommend to its own Government the matters referred to in the Record of Discussions attached herewith. The Iraqi Delegation, on the other hand, will prepare a report indicating the cost and other details concerning the Center to the Iraqi Authorities concerned for approval and financial allocations.</p> <p>Therefore, this Record of Discussions will be in force from the date of the letter of approval submitted by the Iraqi Authorities concerned to the Government of Japan.</p>
	3. 署名 (署名位置)	<p>3-1 "The Attached Document"を本文の一部と見做す方式をとるとき(20ページ「タイトル」参照)には、署名の位置は "The Attached Document" の最後のページでなされることもある。</p> <p>3-2 日本側と相手国側の署名位置の左右の問題があるが、原則として日本側署名を左、相手国側署名を右とする (R/D交換文書の相手国側の文書には相</p>

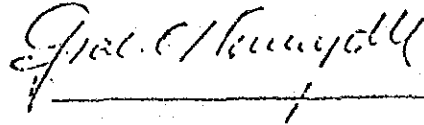
(署 名 例)

事例 1. ボリビア, 亜鉛鋅物回収プロジェクト



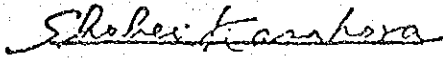
Tsuneco Moriyoshi
Leader
Japanese Implementation Survey Team
Japan International Cooperation Agency,
Japan

February 21, 1977, at La Paz




Gral. Div. Carlos Alcoreza M.
General Manager
Corporación Minera de Bolivia
The Republic of Bolivia

事例 2. タイ, 東北タイ職業訓練センター



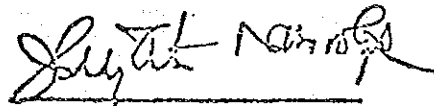
(Shohei Kasahara)
Head of the Japanese
Head of the Japanese
Implementation Survey Team

Bangkok, December 12, 1977.



(Vijit Sangtong)
Director-General,
Department of Labour
Ministry of Interior

in the presence of



(Xujati Pramoolpol)
Director-General,
Department of Technical
and Economic Cooperation

3-2 The Attached Document (附属文書)

本 文	作 成 上 の 留 意 点	
	事 項	内 容
タイトル	1. 本文と附属文書の関係	<p>1-1 本文と附属文書の関係について、相手国側が本文と附属文書の一体化を強く主張する場合には、本文の末尾の “matters referred to in the document attached hereto.” を “matters which follow hereafter:” とし、附属文書の “The Attached Document” というタイトルを削除して、附属文書を本文と一体化することができる。この場合、署名は附属文書の末尾に行う。</p> <p>1-2 また、相手国側が要望する場合には、本文と附属文書との関係の明確化を計る上から単に “The Attached Document” とせず、 “The Attached Document Concerning _____ Project” としてもよい。</p>
I 両国政府の協力	1. 協力目的	<p>「1の1」の協力目的は、当該プロジェクトの協力効果を予測し、相手国の社会、経済の開発に如何に資するかを記載して明文化する。</p> <p>事例 1. タイ、東北タイ職業訓練センター for the purpose of providing practical and theoretical training for potential skilled workers who will contribute their skills acquired through the training to the industrial and agricultural developments, thereby promoting the productivities of the industries and the welfare of the people in Thailand.</p> <p>事例 2. タンザニア、キリマンジャロ州地域開発計画 for the purpose of contributing to the promotion of the regional development in Kilimanjaro through the agricultural development project which aims at the improvement of agricultural infrastructure and the increase in productivity and through the industrial development project which aims at the establishment of the industrial infrastructure and the promotion of industrialization.</p>
	2. “The Master Plan”	<p>2-1 “Master Plan” を “Basic Plan” とする表現もあるが、前者に統一する。</p> <p>2-2 ミニ・プロジェクトの場合、“The Master Plan” を “Annex” として添附せず、附属文書第2条にプロジェクト実施計画の大要を記すこともある。</p> <p>事例 インドネシア家族計画 The Project intends to improve the audio-visual software materials for information, education and communication for family planning both in quality and quantity, and includes the following activities.</p> <p>(1) Training of Indonesian Staff in Japan (2) Improvement of facilities for software prototype production training (3) Services of Japanese Experts in Indonesia</p>

		<p>2-3 R/Dに記載 (The Attached Document のAnnexとして)する“Master Plan”に加え、R/Dとは別個に以下の要領にて「Tentative Schedule of Programme Implementation (Tentative Implementation programme と呼ばれることもある)」を補足資料として作成することができる。</p> <p>(1) 原則として全プロジェクトにつき、専門家派遣、機材供与、研修員受入のおおまかな実施時期の提示(可能な範囲内で分野毎、機種毎に細分化して提示しうる)等を内容とするわが方協力スケジュール及び相手国側負担事項の実施スケジュールを Tentative Schedule of Implementation として作成し、双方のR/D署名者がR/D署名の際に併せて署名する。相手国の事情により相手国負担事項の実施スケジュールの記載が困難な場合には、わが方協力スケジュールの一方的記載でも止むを得ない。</p> <p>(2) Tentative Schedule of Implementation はあくまでも取り敢えずのスケジュールに過ぎないので、R/Dとは別文書とする。</p> <p>(3) Tentative Schedule of Implementation には以下の文言を挿入することとする。</p> <p>(イ) 実施に必要な予算が確保されることを前提とした取り敢えずのスケジュールである。</p> <p>(ロ) 将来、必要に応じR/D(ないし協定)の規定の範囲内で内容が変更されることが有り得る。</p> <p>(4) Tentative Schedule of Implementation には、原則として総事業費、機材供与金額や研修員受入数、専門家派遣数の記載(特に各年度毎の個別的記載)は行なわない。</p> <p>ただし、指定された特定国の場合及び相手国側が予算確保等の事情によりその記載を要求する場合は、日本国内での協議・了承のもとに記載することができる。</p> <p>2-4 Tentative Schedule of Implementation のカバリングは以下の要領で作成する。</p>
--	--	---

Tentative Schedule of Implementation of
プロジェクト名

The Japanese Implementation Survey Team and 相手国担当機関
have jointly formulated the Tentative Schedule of Implemen-
tation of the Project as annexed hereto. This has been formulated in
connection with I-2 of the Attached Document of the Record of Dis-
cussions signed between the Japanese Implementation Survey Team
and 相手国担当機関名 for プロジェクト名 on the conditions
that necessary budget will be allocated for the implementation of the
Project by both sides, and that the Schedule is subject to change within
the framework of Record of Discussions when necessity arises in the
course of implementation of the Project.

署名（日本側）

署名（相手国側）

II 日本人専門
家の派遣

1. 「IIの1」と「IIの
2」の関係

本条では、「IIの1」において、当該プロジェクトの実施に必要な日本人専門家の役務提供を日本側の負担で行うことを謳い、「IIの2」において、日本人専門家等が相手国へ派遣されるための条件を記している（「IIの2」の特権、免除及び便宜の供与が日本人専門家派遣の前提条件となる）。

2. 「日本国において施行されている法律及び規則に従い」

この「法律及び規則」には予算措置もふくまれる。

3. 日本人専門家の役務

専門家役務の主目的は、相手国スタッフが協力期間終了後に自立して当該プロジェクトを運営できるように、協力期間中に助言及び訓練等を通じて相手国スタッフを養成することである。従って、日本人専門家の役務内容は、プロジェクトの運営主体である相手国側専門家団に対する技術指導が中心となることに留意されたい。

4. "the normal procedure"

A1、B1両フォームの交換及びアグレマンの取付手続を意味する。

5. "under the Colombo Plan Technical Cooperation Scheme"

コロombo計画地域以外の中近東・アフリカ、中南米、大洋州地域については、
"under the Technical Cooperation Scheme of the Government of Japan"
と記載する。

	<p>6. 特権、免除及び便宜</p>	<p>コロンボ計画対象国以外の国の場合、とかく本計画を熟知しておらず、その説明を要求されることがある。</p> <p>(便宜については、後続の「V 相手国政府のとるべき措置」を参照)</p> <p>6-1 コロンボ計画加盟国の場合</p> <p>(1) コロンボ計画加盟国の場合には、それぞれ相手国においてコロンボ計画に基づく特権、免除及び便宜に関する規定を有しているため、まず、その保証をうる措置を講ずる。国によっては、“within the framework of the Colombo Plan” —ビルマ畜産及び “in accordance with General Circular No. 1 of 1969 of Government of Malaysia” —マレーシア金属工業技術センターという表現を用いる場合がある(この場合、各国の各項目毎の内容をよく調べることが大切である)。</p> <p>(2) しかしながら、コロンボ計画並では不十分と判断される場合は、特に必要と考えられる項目について、コロンボ計画に基づく規定にかかわらず、別途特別措置を相手国側に求めることとする。</p> <p>また、プロジェクトの性格により、その他の個別項目に対する相手国側措置を必要とする場合においては、適宜追加されたい。</p> <p>6-2 コロンボ計画加盟国以外の場合</p> <p>(1) 各国に専門家に対する特権、免除及び便宜に関する基本規定がない場合は、まず相手国において当該プロジェクトのための日本人専門家の受入条件として、第3国等から派遣されている専門家に対し実施している特権、免除及び便宜より不利でないものを保証せしめることが必要となる。</p> <p>(2) しかしながら、第3国等専門家に適用されている特権、免除及び便宜の実態を把握することが必ずしも容易でないことに鑑み、日本側がプロジェクト実施に伴い必要と考える特権、免除及び便宜を個々に網羅して相手国に要求せざるをえない。</p> <p>以上のことを踏まえ、原則として所得税等の免除、身用品・家財等に関する関税等の免除、無料の医療役務・便宜の3点につき、専門家の特権、免除及び便宜を確保することが必要である。</p> <p>参考までに下記にその記載例を添附する。</p>
--	---------------------	--

事例 1. Privileges, exemptions and benefits

1. Exemption from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad;
2. Exemption from providing security and from import and export duties and any other charges imposed in respect of personal and household effects (including one vehicle) which may be brought into the People's Republic of Bangladesh;
3. Free medical and dental services and facilities at Governmental hospitals and health centres;
4. Issue of identification cards to the Japanese Experts, to secure the cooperation of the authorities concerned of the People's Republic of Bangladesh necessary for the performance of the duties of the Japanese Experts, and their families.

事例 2. Privileges, Exemptions and Benefits

- (1) Exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad.
- (2) Exemptions from the requirement of obtaining import licenses and certificates of foreign exchange coverage, consular fees, customs duties and any other charges, except those which represent payment for specific services rendered, in respect of the importation of:
 - (a) The Experts' and their families' baggage;
 - (b) Personal and household goods and consumer goods brought into the Republic of Peru for the Experts' and their families' use; and
 - (c) One motor vehicle for the Experts' personal use brought into the Republic of Peru in their own name or in the name of their spouses, provided that the Experts remain in the country for at least one year. The authorization to import a motor vehicle will be granted by the Ministry of External Relations of the Republic of Peru upon prior application of the Embassy of Japan. Instead of importing one motor vehicle in accordance with the above, the Experts may buy one Peruvian produced motor vehicle without internal taxes and other charges imposed on the motor vehicle in the Republic of Peru. The motor vehicle imported or bought in the Republic of Peru may be sold or transferred in accordance with the laws and regulations in force in the Republic of Peru.
- (3) Exemptions from the requirement of obtaining export licenses, customs duties and any other charges for the exportation of the baggage, goods and the motor vehicle mentioned in 4 above.

- (4) To issue, upon application, entry and exit visas for the Experts and their families free of charge.
- (5) To issue identification cards to the Experts and their families to secure the co-operation of all governmental organizations necessary for the performance of the duties of the Experts.

6-3 The Attached Document II の1の冒頭に “in accordance with the laws and regulations in force” の記載があるところから、同IIの2についても冒頭に同様の文言の挿入を強く主張す場合がある。

しかし、わが方としては、相手国の現行法令の如何に拘らず、6-2の(2)の通り最小限一定の専門家の特権及び免除を確保する必要があるので、その挿入には応じられない。

どうしても相手国側が同文言の挿入に固執する場合には、相手国の関係法規の規定振りを詳細に検討し、相手国現行法令上、上記の特権及び免除が確保されることを確認の上、同文言の挿入に応ずることとする場合もあるが、かかる方法は殆どの場合その検討に極めて時間がかかり、事務的にも煩雑であるのみならず、R/Dとりまとめ後相手国関係法令の改正が行われる可能性があるため、のぞましくない（但し、マレイシアの“General Circular” バングラデッシュの “Model Rule” 等、派遣専門家の特権及び免除につき明文の規定を設けている場合等には、内容を確認した上で、包括的にこれによる例はある）。

6-4 「無料の医療役務・便宜」については、相手国の事情に応じ具体的内容につき調整する余地があるが、「所得税等の免除」及び「身廻品・家財等に関する関税等の免除」の2点については、最も基本的な特権・免除事項であり、その確保が専門家派遣上必須の前提条件となる。

「無料の医療役務・便宜」については、例えば、「医療費の給付は専門家の家族を対象外とする」「歯治療は認めない」「診療は国病院に限定する」等々、国々によっていろいろ異なる場合がある。

従って、「無料の医療役務・便宜」条項の適用範囲の明確化は、各国の現状をよく考慮し、原則論に抵触しない程度にケース・バイ・ケースで適宜決めることとなる。

6-5 「特権・免除及び便宜」の記載方法は、附属文書の本項に一括して具体的に記載したり、Annexを設けて記載することも考えられる。

<p>Ⅲ 機材供与</p>	<p>7. "No less favourable than"</p>	<p>本項の趣旨は、わが方が確保する特権及び免除以上のものを相手国側が第3国の専門家に与える場合には、わが方としてもこれを享受せんとするものである。</p> <p>なお、ここに言う第3国とは、通常米、英、仏等の先進諸国を意味しているが、近年発展途上国の専門家がG・Gベースで役務提供を行っている例もあり、両者に対する特権等の内容が異なる場合もありうる。</p> <p>従って、わが方専門家に与えられる特権等は先進諸国専門家に供与されるものと同一かどうか注意する必要がある。</p>
	<p>1. 供与機材の範囲</p>	<p>供与機材の範囲については、技術移転に直接必要とする機材を日本側が負担することが原則である。</p> <p>従って、通常現地で調達可能な備品、消耗品等及び協力終了後の代替機材、スペア・パーツ等は相手国負担が原則である。</p> <p>なお、ここに機材という場合、日本人専門家が赴任する際、JICAが購入し、専門家が携行する機材（いわゆる携行機材）も含まれる。</p>
	<p>2. 供与計画</p> <p>3. 所得権の移行と経費分担</p>	<p>わが国の会計制度は単年度主義を採用しているため、R/D署名の年度から協力期間各年度の機材供与については用意周到な計画が必要となる。</p> <p>3-1 第2項では、機材の引取に必要な船荷証券等の一式書類が相手国関係当局に渡され、日本からの供与機材が相手国の港もしくは空港に陸揚げされた時、その機材は相手国の財産となることを規定している。通常、船荷証券はJICA—外務省—在外公館（JICA事務所）—相手国政府へ手渡される。機材に関する日本側負担は、CIF建、即ち、日本国内での機材購入費、相手国陸揚げ地までの輸送費及び日本から船積された時より（正確には日本国内のJICAが指定する保税倉庫から）相手国プロジェクト・サイトにおいて機材が開梱されるまで、もしくは、相手国に陸揚げされた時点より一定期間までの付保費用である。</p> <p>従って、原則的には機材の相手国陸揚げ以降の費用（陸揚げ地における保管費、相手国通関諸費及びプロジェクト・サイトまでの輸送費等）は相手国負担になる。但し、相手国陸揚げ港までの輸送及び陸揚げからプロジェクト・サイトまでの輸送並びに戦争等に起因する機材の破失・損失に対する回復の手続、即ち保険求償手続は日本側が行うこととなっている。</p> <p>3-2 相手国が内陸国の場合、“at the ports and/or airports”を“at the airports and/or borders”と置き換える。</p> <p>3-3 供与機材の現地調達の場合には、所有権の移行と経費分担を明確にする必要</p>

	<p>4. 無断転用の禁止</p> <p>5. 供与機材の貸出し及び譲渡</p>	<p>がある。</p> <p>4-1 さらに本項目では協力プロジェクトの早期成功を図るため供与機材が当該プロジェクト以外に使用されることを禁止する旨謳っている。</p> <p>即ち、協力期間中における供与機材の相手国政府による無断転用を禁じたものである。</p> <p>4-2 “utilized exclusively for the implementation of the project in consultation with the Japanese experts” という表現について、“exclusively” と “in consultation with the Japanese experts” を併記する必要を認めない国もあるが、前者は当該プロジェクト以外への転用を禁止するものであり、後者はプロジェクト内において供与機材の効果的な運用を特に意図するものであるため、両者共、併記することがのぞましい。</p> <p>供与機材の貸出し及び他への譲渡のケースはあり得る。</p> <p>このような場合、下記のような規定をⅡの3に設けて実施してもよい。</p> <p style="text-align: center;">(事 例)</p> <p>A part of the articles referred to in Article III, paragraph 1 may be rented at reasonable rates to farmers in the extension trial areas and other areas to be decided after mutual consultation between the authorities concerned of the two Governments and a part of consumable items such as fertilizers and agricultural chemicals may also be transferred at reasonable prices to the farmers in the extension trial areas.</p> <p>なお、供与機材の貸出し及び譲渡の運営は、後続の「Ⅵプロジェクト管理」において規定を設けて実施するものとする。</p> <p>1. 受入れる相手国スタッフの範囲</p> <p>日本側が技術研修のため受入れる相手国スタッフの範囲については、プロジェクトの実施に直接関係する相手国実施機関のスタッフを中心となるが、それ以外に当該プロジェクトを監督し、当該プロジェクトの運営に責任を有する上部機関等のスタッフも含まれる。</p> <p>2. 帰国研修員の定着性の問題</p> <p>過去の事例をみた場合、プロジェクト運営の核となる相手国スタッフ（日本人専門家のカウンターパート）が日本での技術研修の終了後、短期間に人事異動、民間又は外国への流出（頭脳流出）の例が多い。</p> <p>いわゆるカウンターパートの定着性の問題があり、協力プロジェクトの効率的運営が阻害されることとなる。</p> <p>従って、相手国政府が基本的にこれらの現象を阻止するために必要な措置をとるよう要請したものが本項である。</p> <p>なお、上記の実情から、相手国政府当局はプロジェクト要員確保のため、自ら進んで本項を設けることを要望する場合が多い。</p>
<p>Ⅳ 研修員受入</p>		

<p>V 相手国政府 のとりべき 措置</p>	<p>1. 「Vの1」と「Vの 2」の関係</p> <p>2. 項目の追加、変更及 び削除</p> <p>2. *travel allowance*</p> <p>3. 住宅保証</p>	<p>本条には、プロジェクトの実施上必要不可欠な相手国政府負担項目を記載している。即ち、「Vの1」は負担内容が人材や物の提供等の金銭支出負担以外のいわゆる現物供与をまとめ、「Vの2」は金銭支出負担をまとめたものである。</p> <p>プロジェクトあるいは相手国の事情によっては、本条の記載事項以外の項目を追加することもあり、また、記載事項の一部を変更・削除するようなケースもあり。</p> <p>項目の追加については、必要に応じて行うことになるが、変更・削除については、これら項目がプロジェクト実施上必要不可欠な基本項目であるところから、原則として変更・削除は認められない。</p> <p>しかしながら、相手国側に財政上あるいは国内の制度上の理由等により負担が困難な場合もあり、それぞれの負担状況は、地域、国により一律ではない現状である。このため、本件については、相手国の受入体制をよく調査し、原則論に抵触しない範囲内において適宜ケース・バイ・ケースで対応することとする（将来本マニュアルを充実させ、これについて国別指針を作成することを考慮中である）。</p> <p style="text-align: center;">（相手国政府の負担事項の追加事例）</p> <p>事例1. Expenses necessary for the provision of textbooks.</p> <p>事例2. Expenses for the Experts</p> <p style="margin-left: 40px;">(i) for daily transportation to and from their place of work;</p> <p style="margin-left: 40px;">(ii) for their official travels in the Republic of Peru;</p> <p style="margin-left: 40px;">(iii) for their official correspondence</p> <p>事例3.</p> <p style="margin-left: 40px;">Expenses necessary for construction or improvement of roads, irrigation and drainage facilities and other facilities for the implementation of the Project;</p> <p>プロジェクト現地要員又は国家公務員のそれに準ずるとする場合が多い。住宅提供について難色を示す国が多い。その理由として、アジア諸国及びアフリカ諸国においては財政事情を理由とすと国々が多く、中南米諸国においては国内法を理由とする国々が多い。</p> <p>なお、アジア諸国のなかでもマレーシアのように“General Circular”を作成し、住居の提供（現物供与）もしくは住居手当支給（費用負担）を行っている国もある。</p>
---------------------------------	---	---

<p>VI プロジェクト管理</p>	<p>4. 供与機材の輸送費の負担(内陸国の場合)</p> <p>1. プロジェクトの管理体制</p>	<p>なお、本項は、住宅の現物供与を前提として相手国側の負担を規定しているが(開発途上国の場合、応々として物理的に適当な貸家がなく、現物供与が必要となる場合が多い)、国によっては(特に住宅事情が借手市場にある場合)、むしろ現物供与ではなく、住宅手当の提供を受け、専門家の判断で住居の確保を計った方がよい場合があり、かかる場合には本項を上記趣旨に訂正のうえ、Vの2に挿入することもありうる。</p> <p>「原則的には供与機材の相手国陸揚げ以降の費用は相手国負担となる」(「機材供与」の3)であり、相手国が内陸国の場合にも国境からプロジェクト・サイトまでの輸送費等は相手国負担とするのが建前であるが、実際上は、内陸かつLLDCの諸国等については近隣国港湾での陸揚げ後、当該国の国境までのみならず、プロジェクト・サイトまでわが方の負担により機材輸送をする場合がある。</p> <p>本項においては、プロジェクト運営に関する管理システムを記すことがその目的である。プロジェクトの運営・管理の主体は、協力受入国である相手国側であることはいうまでもないが、プロジェクトの効率的運営のためには、相手国側がどのような組織をもって当該プロジェクトを運営・管理するのか、あるいは命令系統はどのようなものにするのか、あるいは運営・管理について日本側からはどの程度参画もしくはアシストするのか等について事前に相手国側と充分協議し、そのフレームワークを作っておく必要がある。</p> <p>上記を踏まえ本条に記載する基本的な事項は次の3項目が挙げられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① プロジェクト運営・管理に関する相手国政府の責任主体及び責任範囲 ② プロジェクト運営に関し意思決定機関ないし諮問機関等の委員会を設置する場合にはその任務(機能)・構成等 ③ 派遣する日本人専門家及びその相手国側カウンターパートの一般的任務並びに日本人専門家にチームリーダーを置く場合にはその任務等 <p>(事例)</p> <p>事例1. フィリピン道路交通訓練センター</p> <p>IV. Administration of the Center</p> <p>(1) The Secretary of the Department of Public Highways, the Secretary of the Department of Public Works, Transportation and Communications, and the President of the University of the Philippines System, through the Steering Committee created under Letter of Instruction No. 428 and organized by the Director-Gener-</p>
--------------------	---	--

ral of NEDA, will jointly bear the overall responsibility for the establishment and operation of the Center, and for this purpose, the Steering Committee will promulgate rules, policies and guidelines and such other regulations deemed necessary for the effective and successful operation of the Center.

- (2) The Joint Committee will be established with the members as listed in Annex 5 and will advise the Steering Committee on any matters for the effective and successful implementation of the Project. The Steering Committee in considering above-mentioned matters will consult the Joint Committee.
- (3) The Director of the Center under the supervision and direction of the President of the University of the Philippines System will be responsible for the administration and operation of the Center. Japanese Chief Adviser with the support of the Japanese experts will take appropriate care on technical matters and will provide necessary technical and managerial advice for the Center in close coordination with the Philippine counterparts concerned.

事例2. インドネシアボゴール農科大学農産加工計画

9. The Rector of Bogor Agricultural University will be responsible for the administration and implementation of the Project, and the Japanese experts will provide primarily technical advice and guidance for the implementation of the Project.
10. For the successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the members as listed in Annex IV.

The Committee will meet regularly.

The function of the Committee is as follows.

- (1) Formulation of annual operational work plan of the Project
- (2) Examination of draft local budget necessary for the Project
- (3) Staffing of the Project
- (4) Publication of operational and safety codes for the utilization of instruments and equipment for the Project
- (5) Setting up working committees at IPB which will execute the implementation of the Project and their management
- (6) Others

	<p>2. 供与機材の貸出し及び譲渡</p>	<p>事例3. キリマンジャロ地域総合開発計画</p> <p>VI. Administration of the Projects</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The Regional Development Director (hereinafter referred to as RDD) of Kilimanjaro Region, will bear overall responsibility for the implementation of the Projects under the supervision of Prime Minister's Office. 2. The Japanese experts will take the appropriate care on the technical matters and provide the advisory services on technical and managerial matters for the Projects in close collaboration with the Tanzanian counterpart personnel concerned. 3. The activities for the implementation of the Projects will be carried out by the Tanzanian counterpart personnel with an assistance of the Japanese Experts. 4. (1) A Regional Management Team shall be empowered to ensure successful and effective implementation of the Projects. (2) The meeting of RMT, under the chairmanship of RDD, will be held regularly. (3) Japanese experts will attend the meeting of RMT as advisors. <p>本項では、「Ⅲ」の5の供与機材の貸出し及び譲渡」の運営に関する規定を記載する。</p> <p>規定は、次の2事項及びその他必要事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸出し又は、譲渡する供与機材の品目及び量、対象地区及び対象者、貸出し又は譲渡の条件・方法等につき、また、貸出し又は譲渡による収入の運用等につき、両国政府関係当局間で協議して決定する。 (2) 供与機材の貸出し又は譲渡は、当該プロジェクトの実施計画に基づいて実施されるものとする。 <p>(事 例)</p> <p>The proceeds from such rentals or transfers will be used exclusively for the implementation of the Project.</p> <p>The provisions pertaining to the rental or transfers of the goods supplied by the Government of Japan will be applied in accordance with the operational work plan referred to in Article I, paragraph 2 and there will be close consultation between the Japanese team leader referred to in Annex II and Director of the Central Extension Resources Development Institute referred to in Annex IV as regards their application.</p>
--	------------------------	---

<p>Ⅶ 日本人専門家に対する請求(クレーム)</p>	<p>1. 責任の所在</p> <p>2. 「国内法令に基づいて」</p>	<p>本条は、日本人専門家がその職務遂行に関連して他者に損害を与えた場合、故意または重大なる過失による場合を除き、専門家の責任とすることなく、相手国がその責を負うことを規定するものである。</p> <p>“otherwise connected with” とは、通勤の途中の事故もふくむものとの解釈にある。</p> <p>なお、国によっては“gross negligence”に替え単に“negligence”とすることを要求する場合があるが、軽微な過失による場合にも専門家の責とすることは回避すべきであるので、“gross”の削除には応じられない。</p> <p>相手国によっては、本条に「国内法令に基づいて」という条件を挿入するように要求するところもある。</p> <p>しかし、わが方としては、相手国の現行法令の如何に拘らず、不当な請求から専門家を保護する必要があるため、その種の条件の挿入には応じられない。</p> <p>どうしても相手国側が同条件挿入に固執する場合には、相手国の関係法規の規定振りを詳細に検討し、相手国現行法令上、不当な請求から専門家を保護することができることを確認の上、その挿入に応ずることとする場合もある。</p> <p>かかる方法は殆んどの場合検討に極めて時間がかかり、事務的にも煩雑であるのみならず、相手国関係国内法令が改正される場合があるので、できるだけ避けたい。</p>
<p>Ⅷ 相互協議</p>		<p>本相互協議は、プロジェクトの実施担当者レベルの協議ではなく、R/Dの変更、中止、延長等の大きな問題についての両国政府間の協議を意味するものである。</p>
<p>Ⅸ 協力期間</p>	<p>1. 期間</p> <p>2. 期間の始期</p>	<p>R/Dで行う技術協力の期間は通常3～4年間であり、5年間で限度である(行政取極めの有効期間は5年を限度としている)。</p> <p>なお、R/Dとりまとめの当初から実質的な協力期間がR/Dに記載する協力期間を超えることが見込まれ、従って、R/Dの延長が必要となることが予想される場合には、相手国側の強い希望に応じて、本条の文言に</p> <p>“during which time the two Governments will have mutual consultations regarding further cooperation”</p> <p>等の文言を加えることがある。</p> <p>協力期間の開始は通常R/Dを署名した日より起算することとなる。過去のR/D例をみるとR/D協力期間の起算日をわが方の予算年度あるいは相手国側の予算年度の開始時期に合致させている例がある。これらは協力の実効</p>

性を念頭においたものであろうが、R/Dがいわば協力開始についての実質的着手表明であることから、日本側及び相手国側にとって協力は当該R/Dによって始まるとの認識が強い。従ってこの現実的認識を踏まえ、協力期間の開始はR/D署名年月日より起算するのがよい。

R/Dが法的に国際約束を形成するものではなく、それぞれの政府へその討議結果を勧告するという体裁をとっているところから、協力期間起算には勧告に基づくそれぞれの政府の何らかの決定行務が必要である。従ってR/D署名日をもって起算日とすることに無理を生ずることとなるとの見解がある。この見解によれば上記の手續上の時間的差異を念頭におき、協力期間の起算日を決めるためには、協力期間起算日をR/D署名日とせず、日本側実施協議チームと相手側代表者との間で勧告一決定までの適当な時間を見越し、それを打合せた上で適当な起算日(年・月・日)を決めるとの解釈を生ずることとなる。

つきつめて考えれば確かに上記のとおりであるが、R/Dの実体的効力及び動態的内容を考えれば、上記の形式論にこだわる必要はないといえる。(始期の擬制)

(事 例)

事例1.

The period of the technical cooperation mentioned in this Record of Discussion will be three (3) years from the date of signature of the Record of Discussions and the authorities concerned of both Governments will hold mutual consultations within this period concerning the next stage of the technical cooperation if necessary.

事例2.

The provisions of the various undertakings mentioned in this Record of Discussions will come into force on the date of signature and remain in force for a period of five (5) years, and may be extended by mutual agreement between the two parties for a further specified period. However, either party may, at any time, give notice to the other party of its intention to terminate these provisions in which case the technical cooperation related to the Project will terminate six months after such notice has been given.

Ⅳ プロジェクトの効果的運営

1. 専門家チームの役割

○用語定義

事項	内容
• プロジェクト技術協力とは？	• 相手国が計画した特定の目的をもった事業に対し専門家・機材・研修員受入等を組合せて、通常5年程度にわたり計画的に実施する技術協力活動である。
• プロジェクト協力の効果的な運営とは？	• 技術協力活動に際しては、これをひとつの事業（プロジェクト）とみなすと協力の「運営管理」と「技術移転」の活動が大きな業務内容となる。これはいわば協力の枠組と中味の関係である。 • これら業務を効率的・効果的に行うために両業務に加え「促進業務」が重要である。
（運営管理）	• 協力の目的・背景の変化を把握する。 • M/P、TIP（暫定実施計画）を把握するとともに、相手国との協議を踏まえR/D期間に渡る協力実施計画を明確かつ具体的なものとする。 • 年次計画の設定 協力実施計画を基にして我方の協力可能な年次計画を設定する必要がある。
（技術移転）	• 計画管理（モニタリング） 年次計画は相手国のインプット我方のインプットの一定規模（仮定）を前提に設定されるが、こうした計画を具体的な予算等の状況に応じ修正して行く必要があることから計画達成の為の進捗状況の把握（計画管理）を行う必要がある。 • 協力実施計画および年次計画に沿って分野ごとに担当の専門家が設定した技術移転活動計画の下で専門家からカウンターパートへ技術移転を行う。 • 適正技術の選択と改善に努める。
（促進業務）	• 相手国とJICAとの連絡・調整 • 協力実施上ネックとなっている事項（機材通関、カウンター

パートの配置、相手国の予算、専門家生活基盤等)についての促進業務を行う。

・ チームリーダーの役割とは？

・ プロジェクト協力の日本側チームの代表者であり「運営管理」、「技術移転活動」のみならず「促進業務」も含めた協力全般について責任をもつ。また相手国事業の全体計画(国家・地域開発計画との関連も含め)について相手国にアドバイスを行う。

・ 調査員の役割とは？

・ プロジェクトの調整員の位置づけは一言でいうならば、日本チーム内のいわば「事務局長」として、リーダーを補佐し、「年次計画」等のとりまとめ、「モニタリング」および「促進業務」を行う。

・ 専門家の役割とは？

・ 専門家はチームリーダーの下でプロジェクトの「技術移転活動」を担う。

(1) チームリーダーと調整員の業務(運営管理・促進業務)

(イ) チームリーダーの

運営管理業務とは？

- ・ 必要に応じ相手国機関、在外公館、JICA本部との連絡・協議を踏まえ、下記の業務を行う。
- ・ プロジェクトの日本チームにおける代表者として運営管理全般に関する企画・計画立案を行い、その責任を担う。
- ・ 相手国の事業の全体計画(国家・地域開発計画との関連も含む)の把握および、その評価を行うとともに必要に応じ相手国に助言を行う。
- ・ 合同委員会への参加等を通じ相手国機関へ運営管理、技術移転の進捗につき報告・発表を行う。
- ・ プロジェクトの成果について評価を行う。
- ・ 専門家に対し技術移転活動計画に係わる計画面および技術面について助言・支援を行う。
- ・ プロジェクトの年次計画の当初の計画(スケジュール)を達成することが困難となった場合、または年度途中でその修正を行う必要が生じた場合、その年次計画の修正結果を基に協力実施計画の修正を行う。

(ロ) 調整員の運営管理

業務とは？

- ・ 必要に応じ相手国機関、在外公館、JICA事務所およびJICA本部との連絡・協議を踏まえ、下記の業務を行う。
- ・ 調整員はチームリーダーを補佐し、また相手国機関と協議

を踏まえ協力計画（協力実施計画、年次計画）のとりまとめを行う。

- 調整員は年次計画（専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、ローカルコスト事業計画）の進捗状況の管理を行う。
- 調整員は合同委員会への参加等を通じ相手国機関のプロジェクト実施計画（インプットの規模等、プロジェクトを取り巻く環境）の把握を行うとともに、調整員は相手国実施計画に応じ、日本側の協力計画（年次計画）の修正を行う。
- 調整員は最低4半助毎に上記事項に関し業務報告書を取りまとめ本部へ連絡を行う。
- 調整員が行う促進業務に関し助言および支援を行うとともにその責任を担う。
- 調整員は相手国およびJICA本部と日本チームの間を継ぐ連絡・調整役として在外公館、JICA事務所と協議しつつ活動の効率化をはかる。
- 調整員は年次計画の進行に支障となる事項（機材通関、カウンターパートの配置、相手国の予算、専門家生活基盤等）について常時、監視するとともに問題が生じた場合には相手国とその対処につき十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその促進をはかる。
- 専門家の技術移転活動の計画面において、その助言を行うとともにその実施については側面からの協力・支援を行う。
- その他、日本側チームの活動に伴う事務・庶務を取りまとめるとともにその計画的な執行をはかる。

(イ) チームリーダーの

促進業務とは？

(ロ) 調整員の促進業務とは？

(2) チームリーダーと相手国および日本国との関係

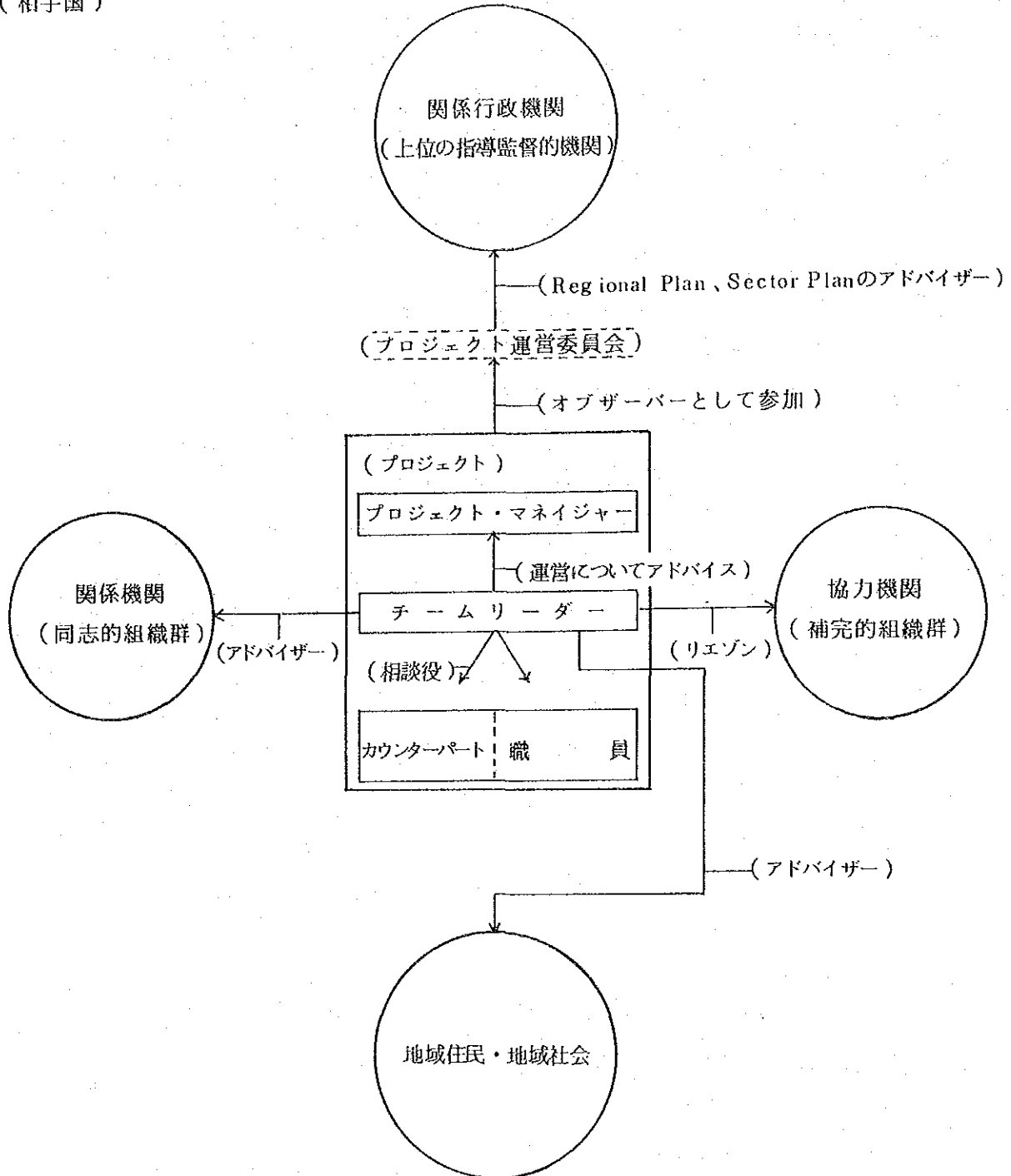
チームリーダーはプロジェクト協力の日本側チームの代表者として、相手国と日本国とに対し、通常次のような役割りを担うこととなる。

(イ) 相手国との関係

- プロジェクト・マネージャーのカウンターパート
- プロジェクト運営委員会の委員、またはオブザーバー
- プロジェクト所管省力が抱えている地域開発等に対するアドバイザー
- プロジェクトカウンターパートを含めた職員の相談役

- 同志的機関に対するアドバイザー
- 補完的機関に対するリエゾン役
- 地域社会に対するアドバイザー

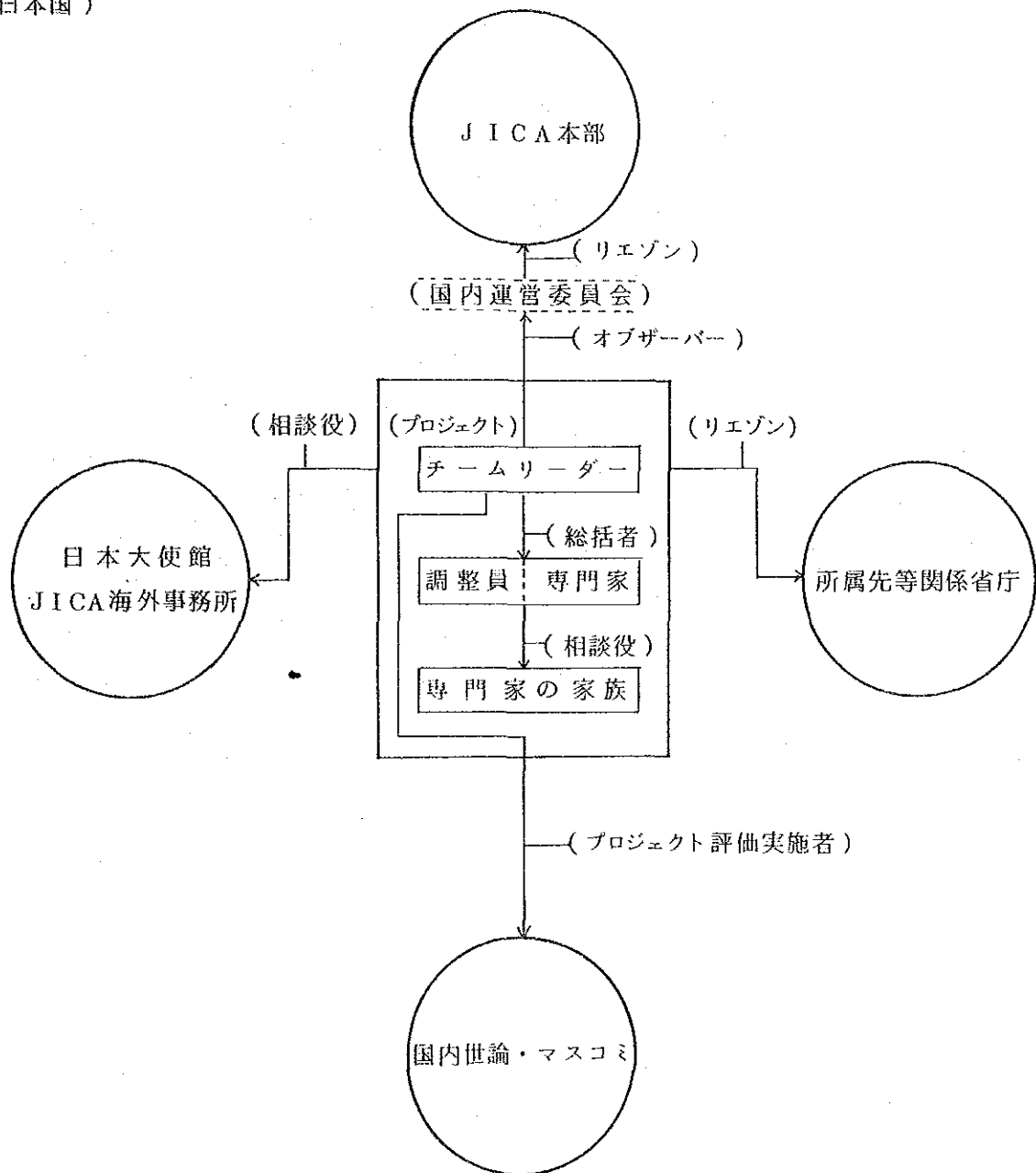
(相手国)



(ロ) 日本国との関係（日本専門家チームとの関係を含む）

- 日本人専門家の総括
- 日本人専門家家族の生活面での相談役
- JICA本部へのリエゾンオフィサー
- 国内運営委員会等のオブザーバー
- JICA海外事務所（日本大使館）のRegional plan及びSector planに関する相談役
- 所属先等関係省庁へのリエゾンオフィサー
- プロジェクト評価（on-going project）実施者

（日本国）



(3) チームリーダーを取り巻く環境

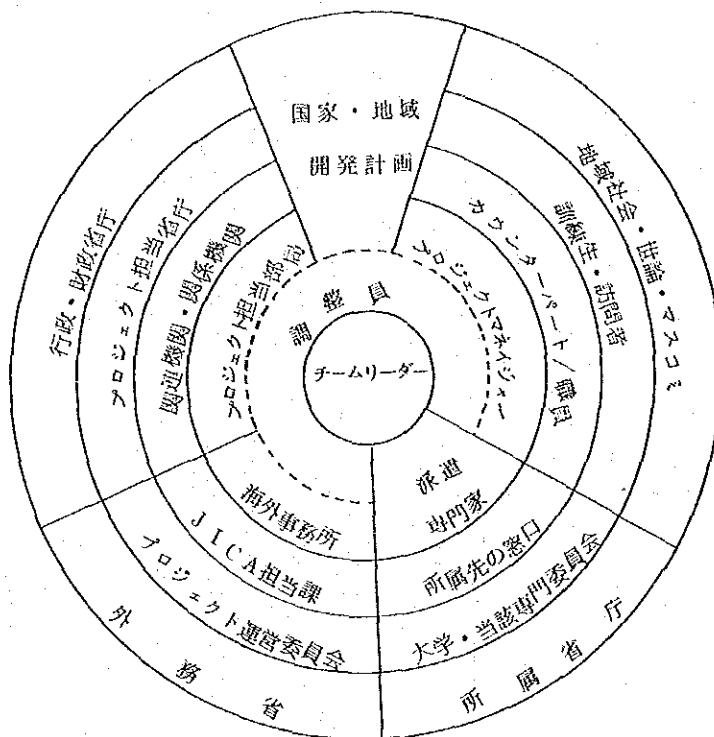
チームリーダーを中心としてプロジェクトを取り巻く環境がどうなっているか示して見ると次のようになる。

(1) チームリーダーと調整員との関係

調整員の最も重要な業務とされているものにリーダーの補佐がある。そこで現在、プロジェクトのチームリーダーを取りまく業務環境(前述)を考えると調整員の業務は次のようになる。

(相手国政府)

(プロジェクト)



(JICA)

(所屬先)

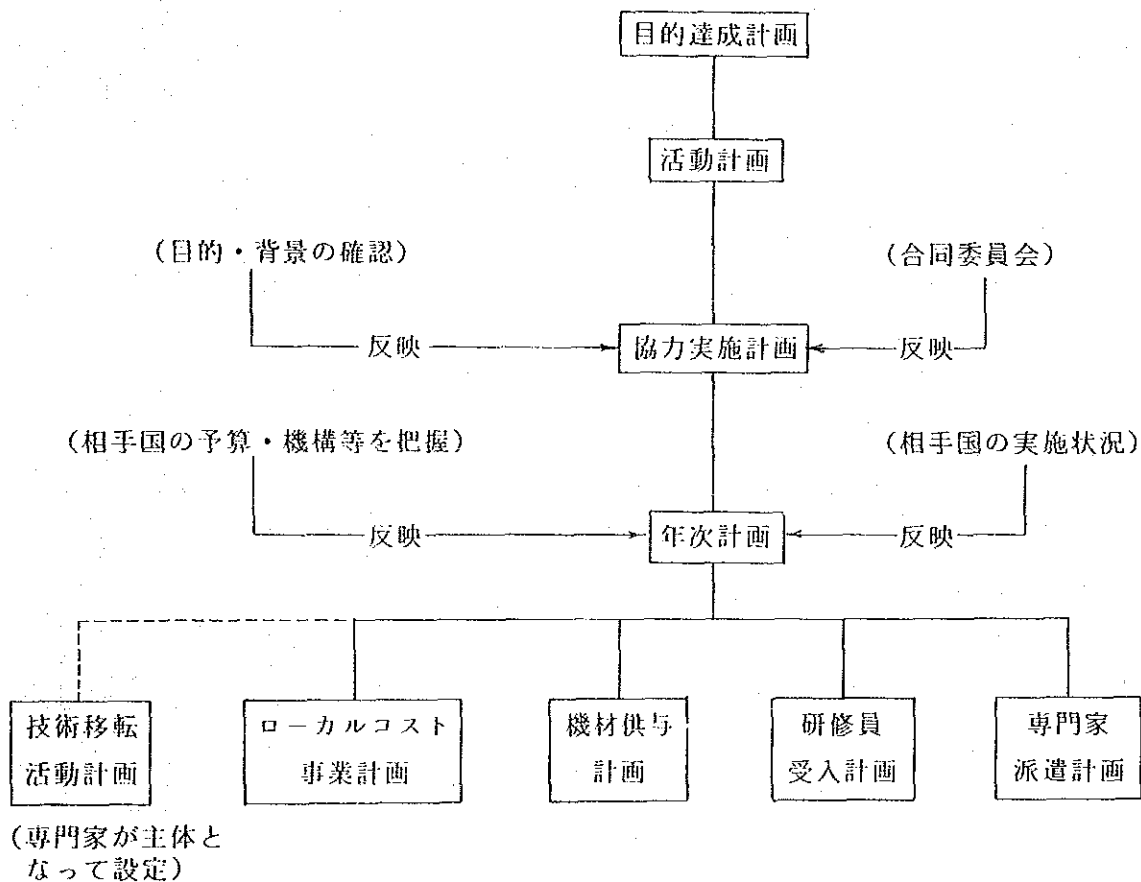
2. プロジェクトの運営管理

(1) プロジェクトの計画策定

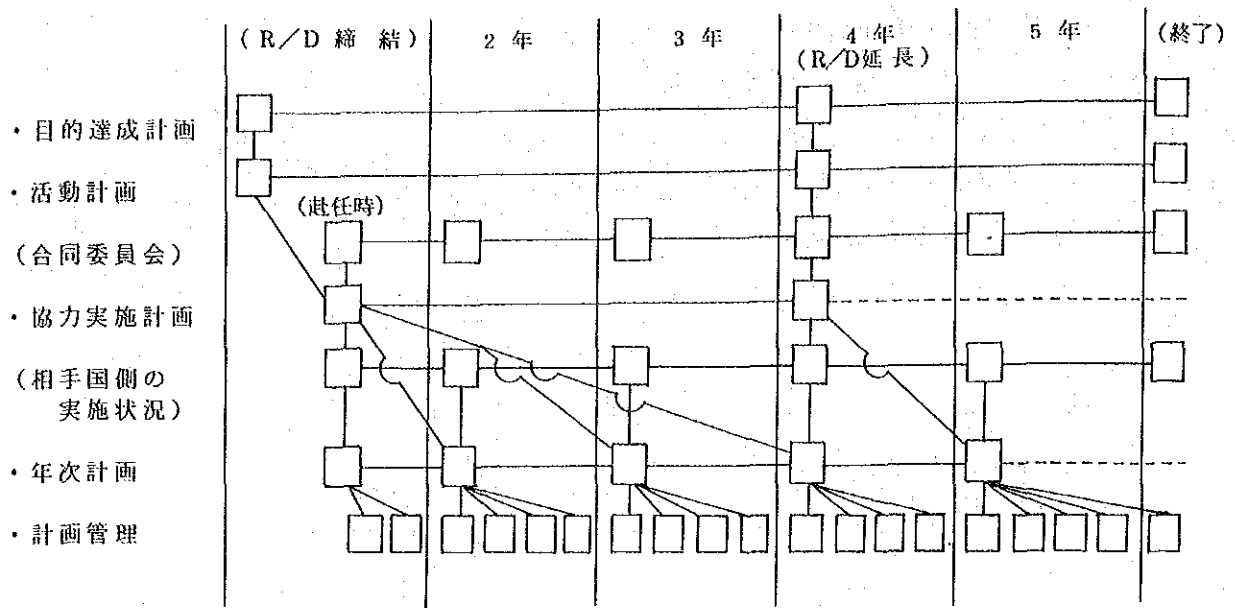
プロジェクトの運営管理のための計画の策定は次のように行われる。

(i) プロジェクトに係る計画設定とは？

- プロジェクトのマネジメントを行うための重要な事項に「計画設定」があるが、この計画には次のようなプロジェクト目的達成計画から年次計画まで有りこれらの計画の内、協力実施計画と年次計画を日本側チーム全員が納得しかつ、相手国側と協議を踏まえた上で設定する事が重要。



(b) プロジェクトに係る計画の相関関係とは？



(c) プロジェクト目標達成計画とは？

- ・ 目標達成計画とはR/D等に記載されている達成すべき目標を、年次別に具体化したものである。
- ・ この計画は実施協議で設定されるものである。

(例) 総合農業開発

目的達成	年次	1	2	3	4	5
(全体目的) 農民生活水準の向上 a.	(耐久消費財保有)	○○ルピア	○○	○○	○○	○○
(年次具体化) 農民の所得の向上 b.	(農家経済所得)	△△ルピア	△△	△△	△△	△△
	農業生産性の向上 c.	×× t/ha	××	××	××	××
(変化の予測)						

(イ) プロジェクト活動計画とは？

- ・ 活動計画とは MASTER PLAN (MP) 等に記載されている活動を年次別に具体化したものである。
- ・ この計画は実施協議で設定される。

(例B) 農業総合開発

活動 \ 年次	1	2	3	4	5
① 試験・研究開発	←→				
② 普及員訓練・育成		←→			
③ 農民の組織化			←→		
④ 技術普及活動			←→		
⑤ 農家経済調査			□	□	□

(*) この場合更に個々の活動の実施計画の把握表示が必要。

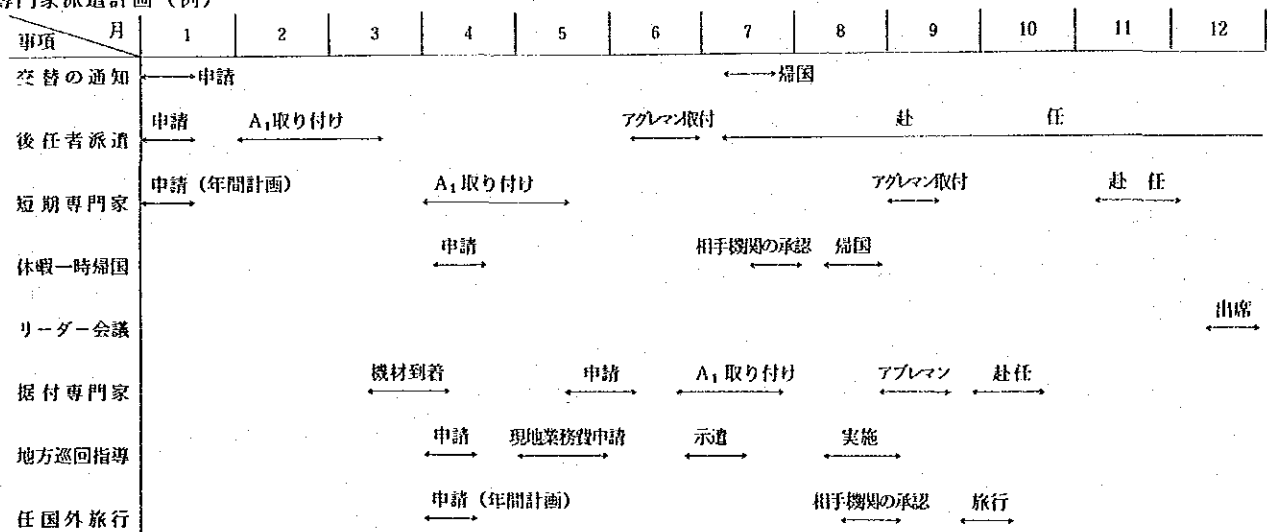
(ロ) 協力実施計画とは？

- ・ 協力実施計画とは、目的達成計画および活動計画の目標を達成することを前提に専門家チームが赴任後、合同委員会等により相手国のプロジェクトに対する意向（目的・背景）が、R/D 締結時と比較して変化があるか否かを十分に把握した後、日本側チームが主体となって本部および相手国側と連絡・協議・調整を重ねた上で設定される日本側のプロジェクト投入計画である。

投入 \ 年次	1	2	3	4	5	計	
						人月	経費
(1) 日本側 ①専門家 リーダー	←→						
a分野		←→					
②研修員 a分野			←→		←→		
③機材 a種		←→		←→			
④調査団	調査打合	巡回打合	←→	←→	←→		
⑤その他		基盤整備 視聴覚	現地業務費	中堅技術者養成対策			
⑥無償資金協力							
(2) 相手国側 ①土地、建物、施設	←→						
②カウンターパートリーダー	←→						
a分野	←→						
③ローカルコスト	←→						
④便宜供与	←→						
⑤その他	←→						

- ・ 年次計画とは？
 - ・ 年次計画とは協力実施計画を年次別に具体化したものである。
 - ・ 年次計画を設定する場合には相手国側の実施状況（予算、カウンターパート配置状況、便宜供与等）を踏まえた上で行う事が重要。
 - ・ 年次計画は相手国機関との協議を踏まえ日本側チームが設定する。
 - ・ 年次計画には次の計画（「専門家派遣計画」、「研修員受入計画」、「機材供与計画」および「ローカルコスト事業計画」）が含まれている事が重要。
- ・ 専門家派遣計画とは？
 - ・ 専門家派遣計画とは技術協力の大きな柱となる専門家の年間投入計画である。
 - ・ 専門家派遣計画とは専門家の赴任・一時帰国・帰国および交替がプロジェクトの進行に支障のないようスケジュールをくむ事が重要。
 - ・ 短期専門家の計画に関しては相手国の実施状況（予算、カウンターパート配置状況、便宜供与等）を踏まえた上でその派遣時期等を設定する事が重要。

専門家派遣計画（例）



- ・ 研修員受入計画とは？
- ・ 研修員受入計画とは技術協力の大きな柱となる研修員の年間投入計画である。
- ・ 研修員の受入時期についてはプロジェクトの進行（特に、当該研修員を担当する専門家の活動に支障のないようスケジュールをくむ事が重要。

研修員受入計画（例）

事項	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
年間計画		← 当年渡枠の通知 →			← 来年度受入要望数を申請 →								
分野 a		← A ₂ A ₃ 取付 研修スケジュール(案)の送付 →		← 派遣前オリエンテーション →		← 日本派遣 →							
分野 b				← A ₂ A ₃ →		← スケジュール送付 →		← オリエンテーション →		← 派遣 →			
分野 c									← A ₂ A ₃ スケジュール →		← オリエンテーション 派遣 →		
高級研修員						← 申請 (公配) →			← A ₂ A ₃ スケジュール 派遣 →				
準高級研修員						← 申請 (公配) →			← A ₂ A ₃ スケジュール 派遣 →				

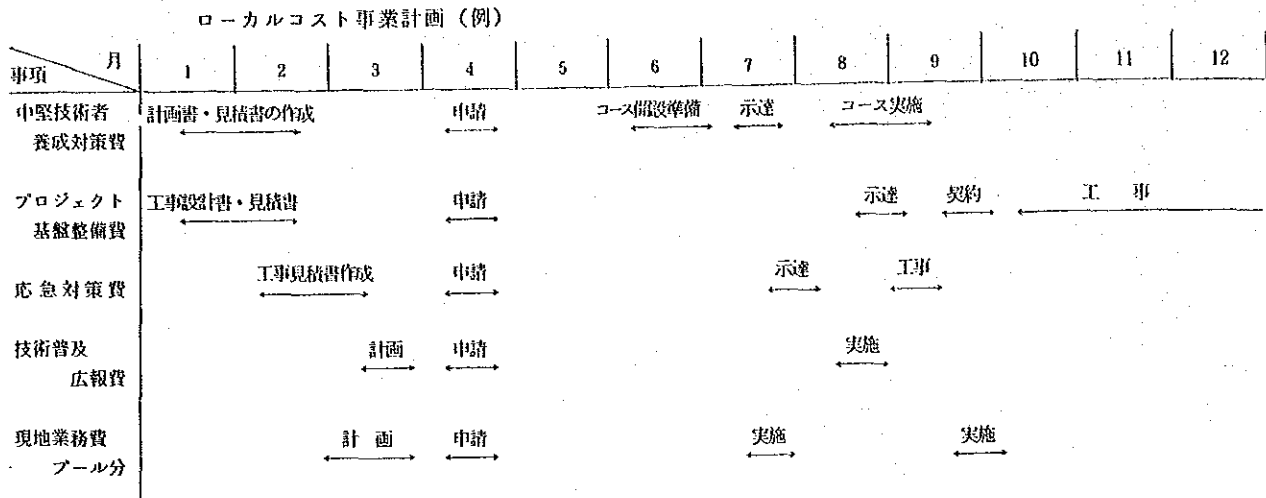
- ・ 機材供与計画とは？
- ・ 機材供与計画とは技術協力の大きな柱となる機材の年間投入計画である。
- ・ 機材の購送時期および引取りについてはプロジェクトの進行に支障が生じないようにスケジュールをくむ事が重要。

機材供与計画（例）

事項	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
供与機材				← 供与部の通知 →		← 仕様書の策定 →		← 相手機関と協議 →		← A ₄ 取り付け →		← 購送手続 (日本) →	
携行機材			← 申請 →		← 到着 →			← 申請 →		← 到着 →			

- ローカルコスト
事業計画とは？

- ローカルコスト事業計画とは相手国の財源不足によって所期の目的が達成されない場合に日本側がその不足分を負担して行う年間資金投入計画である。
- ローカルコスト事業計画の設定に際しては、相手国の実施計画（特に予算）を十分に把握した上で行うことが重要。



- プロジェクトに係る
計画管理とは？

- プロジェクトのマネジメントを行うための重要な事項に「計画設定」とともに「計画管理」がある。この計画管理とは前述したそれぞれの計画が予定通り進行しているかを管理するとともに、もし問題が生じておけばその解決策をほどこすことである。
- なおその問題が設定された計画（プロジェクト目標達成計画および活動計画を除く）自体に有る場合にはその修正を行うことも含まれることとなる。
- 計画管理とは上記計画の管理を行うことと同時にその結果および状況を常時、JICA 本部および相手国側へ連絡・報告することである。
- その連絡・報告の方法としては業務報告、事務連絡をもって行う。（前述(2)のプロジェクトに係る計画の相関関係の図参照）

(2) 本部及びプロジェクトサイトにおけるプロジェクトの実施と運営

年次計画を年間計画として整理すると表-2のようになるが、これを本部とプロジェクトサイトで分担しながら実施していくことになる。

本部とプロジェクトサイトの流れを図示すると表-1のようになる。

表-1 実施運営チャート

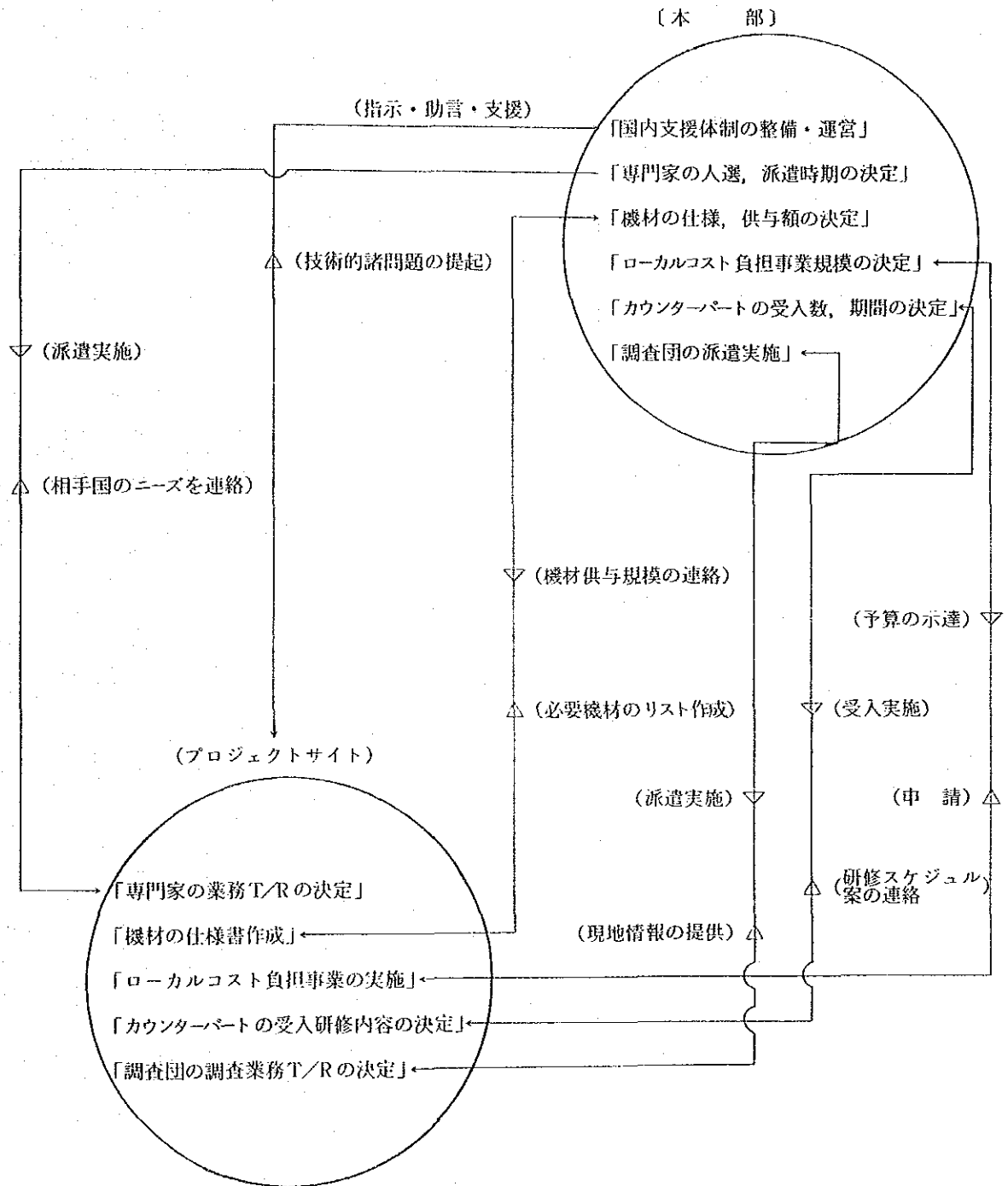


表-2 年次事業計画

項目	4	6	8	10	12	2	4
年次事業計画作成提出	4・四半期毎 業務報告 技術状況報告	専門家活動状況 カウンタパートの配置	技術移転状況ほか 年次報告 (プロジェクトリーダー会議)				
専門家派遣計画	任期終了 派遣有無の通報	交替 短期専門家 派遣時期の調整	休暇一時帰国 協議事項の整備	派遣一派遣 (事業計画と現状・評価)			
機材供与計画	本部より 機材リスト作成 (・銘柄指定 ・プライオオリティ をつける)	A4フォーム 機材リスト 必着	調達部へ 購送申請 調達手続 (平均7ヶ月)	輸送			
研修員受入計画	本部より 枠提示	カウンタパート A2, A3 選定	研修内容・オリエンテーション (本人の同意書取付ける) 受入時期・期間・受入機間				
技術移転活動計画	カウンタパート配置 ローカル予算						
ローカルコスト事業計画 現地業務費 応急対策費 普及広報対策費	定期送金分(4・四半期毎) 臨時支給分	その都度必要に応じ申請・ 査定					
国内協力体制	委員会設置(専門家派遣計画, 研修員, 機材, 教材, 問題点の解決策) 現地合同委員会(事業計画等の協議, 問題点の解決策)						必要に応じ開催

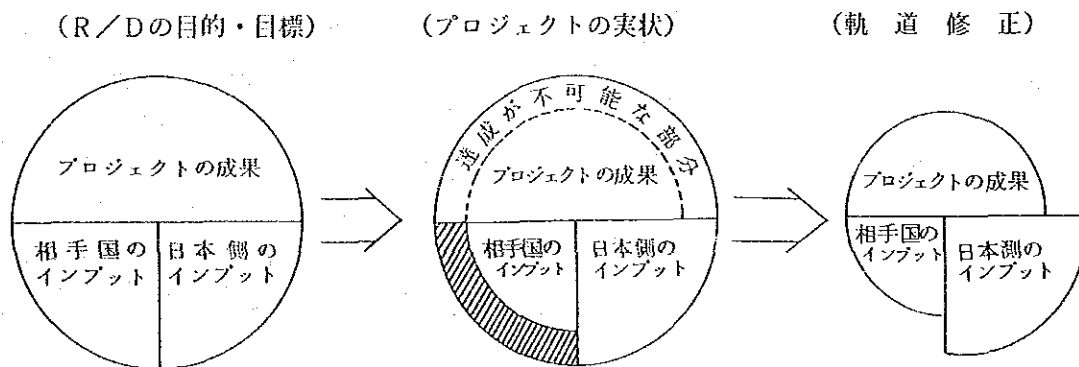
(3) 計画管理と軌道修正業務

(イ) 軌道修正とは

プロジェクトの計画、運営、管理の最終的決定はJICA本部が行うが、現地プロジェクトの専門家は事前調査、実施調査(R/D)で決定されたプロジェクトのフレーム・ワークに沿って活動、実施することとなる。この場合は、当初計画(事前調査の段階)が、かなり詳細な部分について相手国の実状を(相手国が考えている本プロジェクトの政治、社会、経済における位置づけ、プライオリティー、インプットの規模、そして将来計画を含め)正確に把握した上で決定されており、また専門家として派遣される者全員が、その計画策定の決定に参画したものであれば、プロジェクトの目的を達成するための目標を十分に理解し、本部からの運営管理に対する指示も十分に理解して実施でき、プロジェクトの成果が充分期待することができる。

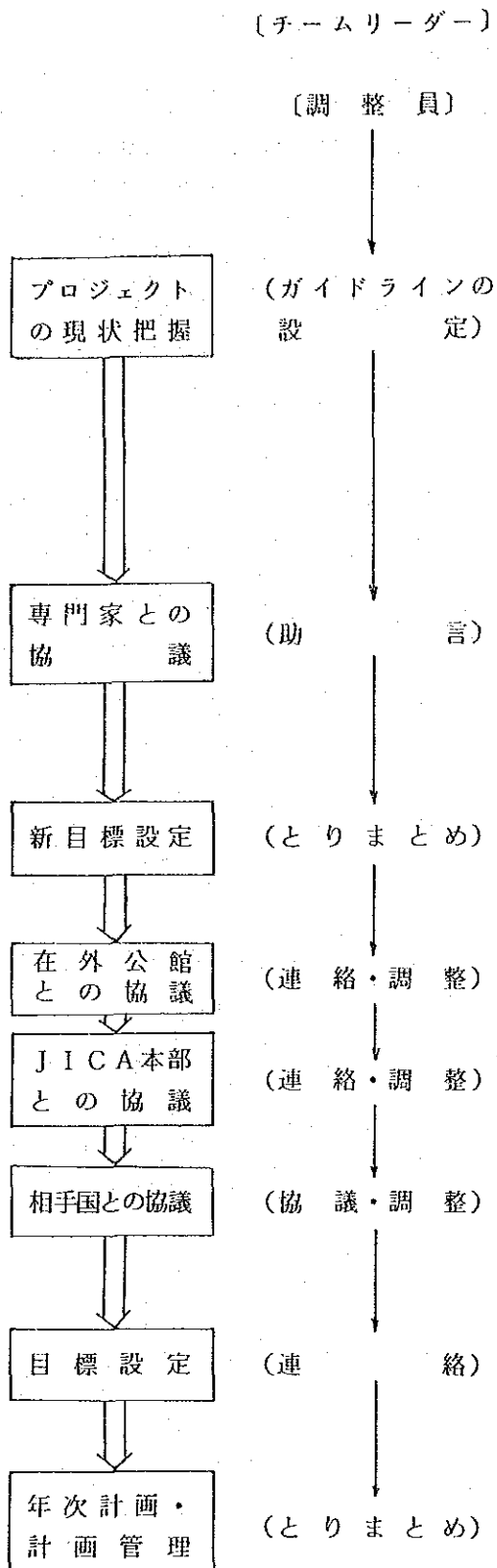
但し、JICAの過去の経験からは、かねがね事前調査の不充分さが指摘されており、現実問題として派遣された専門家は赴任後、R/Dの目的及び設定された目標とプロジェクトの現実との差に驚かされることとなる。このようなプロジェクトサイトにおいて、専門家の対応はR/Dの目的、目標が自分に与えられた使命と考え、困難と思われる目標に向って行くか、または、プロジェクトの目標かつ自己の目標が定まらない日々が続くこととなり、結果的に当初の計画の遂行が負担となり計画管理に支障が生じることとなる。

そこでこのような事態を避けるため次の業務(軌道修正業務)を実施する必要がある。



以上のような軌道修正を現地で行うことになるが、この軌道修正は次のプロセスで実施する。

(ロ) 実施プロセス



プロジェクトに対する相手国のニーズ，将来構想，予算，組織，カウンターパートの配置，ローカルコスト支出状況等を的確に把握する。そしてその結果がR/Dが求めているプロジェクトの目標達成に不十分であると確信しうる場合には，プロジェクトの目標を変更し新しいガイドラインを設定し，専門家と協議する。（チームリーダーと調整員とでガイドラインを設定する。

専門家はガイドラインに沿って自己の分野における達成可能な計画・目標を設定する。また，1つの分野に複数の専門家が派遣されている場合は，そのグループで統一の計画目標を設定する。

それぞれの専門家が設定した計画・目標を専門家チーム全員で協議し，プロジェクト全体の目標を設定する。（目標案の設定）

この目標案を在外公館・JICA事務所との協議し，助言を得る。

目標案のついてJICA本部の承認を得る。

相手国機関及び関係省庁にはかり，承認を得る。この承認はできる限り文書等でのこすことが望ましい。

相手国側が同意した段階で，その目標案を新目標として設定し，相手側とJICA本部に文書で連絡する。

設定された目標に沿って年次計画を作成しJICAへ連絡するとともに，その計画の進捗状況を管理する。

㊦ 本部との関連

以上のプロセスを本部プロジェクトサイトの流れとして図示すると以下のようになる。

〔実施プロセスにおける本部とプロジェクトサイトの相互関係〕

(1) 計画面

